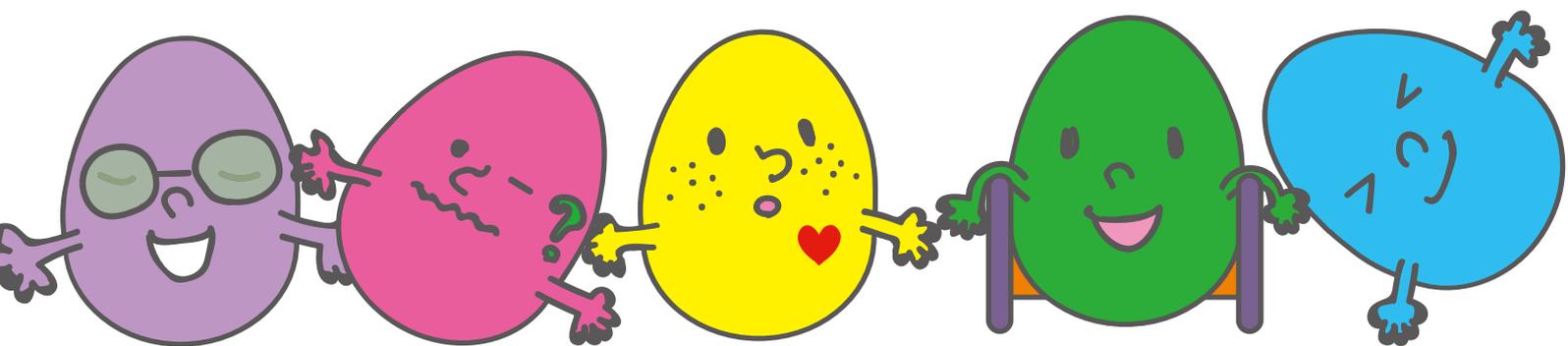


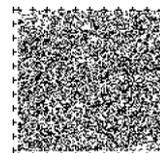
中 央 市

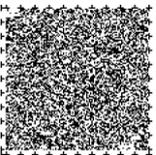
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画



障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、
ささえあいの地域の中で、
その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現

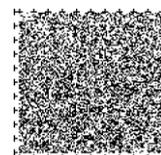
平成 30 年 3 月
中 央 市

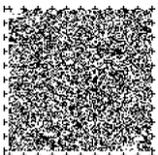




目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の対象者	4
5 障がい者を取り巻く各種制度の変化	5
第2章 障がいのある人の現状	6
1 統計データからみた現状	6
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 計画の基本理念	14
2 障がい福祉サービスの基盤整備にあたっての基本的な考え方	15
3 障がい福祉サービス等の体系	16
4 成果目標	17
第4章 サービス量の見込みと確保の方策	21
1 障がい福祉サービス	21
2 地域生活支援事業 等	40
3 障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）【第1期障がい児計画】	47
第5章 計画の推進に向けて	54
1 障がい福祉サービス等の円滑な利用のための方策	54
2 関係機関等との連携	57
3 計画の進捗状況の管理と評価	58
資料編	59
1 中央市障害者福祉計画策定委員会設置要綱	59
2 中央市第5期障がい福祉計画策定委員名簿	60





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

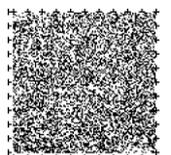
わが国における障がい者福祉は、障がいのある人の高齢化及び障がいの重度化などから、支援、サービスの在り方などに多くの課題を抱え、障がい者福祉のニーズは多様化・複雑化している傾向にあります。今後、いわゆる「団塊の世代（昭和 22～24 年生まれの人）」が後期高齢者となる平成 37 年には、高齢化はさらに進み、障がいのある人もさらに増えることが予想されます。近年、障がいのある人に係る制度が大きく変化する中、自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会づくりのために、市町村が果たす役割はこれまで以上に重要なものとなってきました。

国では、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、また、平成 28 年 4 月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の一部施行、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行、平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」の施行など、障がい者をめぐる法制度が大きく変革しました。

また、平成 28 年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正）」が公布され、平成 30 年 4 月からの施行となります。この法律では、「障がい者の望む地域生活の支援」「障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」等を行うことを目的としています。

本市では、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間とした「中央市障がい福祉計画(第 4 期)」を展開してきましたが、計画期間が満了となることや、児童福祉法の改正に伴い、平成 30 年度より新たに「障がい児福祉計画」の策定をすることになりました。

本計画においては、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成 32 年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等（障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障がい児支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的に、「中央市 第 5 期障がい福祉計画」と「中央市 第 1 期障がい児福祉計画」を一体的に策定することとします。



2 計画の性格・位置づけ

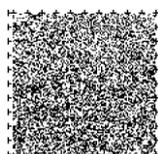
今回策定する「中央市 第5期障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）第88条に基づく市町村障がい福祉計画として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものとされています。また、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障がい者計画として、市が進めていく障がい者施策の基本方針や目標を総合的に定める、「中央市 第2次障がい者計画」の中の生活支援にかかる実施計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

また、今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています（33条の20）。障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体のものとして作成することができるとなっており、本市は一体的に作成するものとします。

< 計画の性格 >

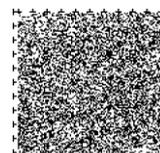
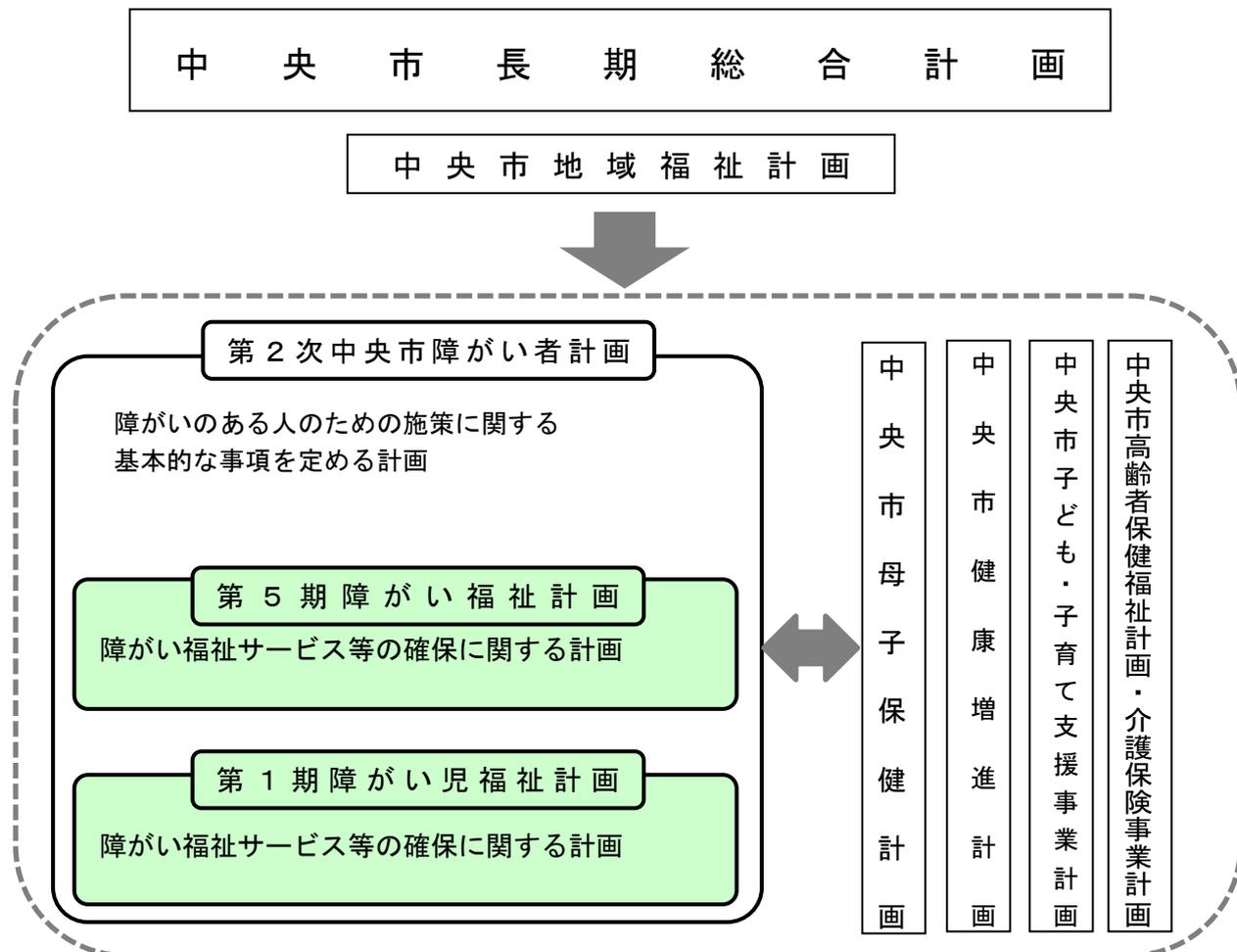
項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	中央市 第2次障がい者計画	中央市 第5期障がい福祉計画	中央市 第1期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条第1項）	児童福祉法（第33条の20第1項）
位置づけ	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害者総合支援法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画
計画期間	7年間	3年間	3年間
	平成29年度～平成35年度（自治体によって異なるが、概ね5年～10年程度）	平成30年度～平成32年度（平成18年度より、3年を1期として策定）	平成30年度～平成32年度（平成30年度より、3年を1期として策定）

今回、見直し・策定した計画はこれら2つの計画



本計画は、中央市の最上位計画である「中央市長期総合計画」「中央市地域福祉計画」や、福祉分野の関連計画である「中央市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「中央市子ども・子育て支援事業計画」等とも整合性を保ちます。

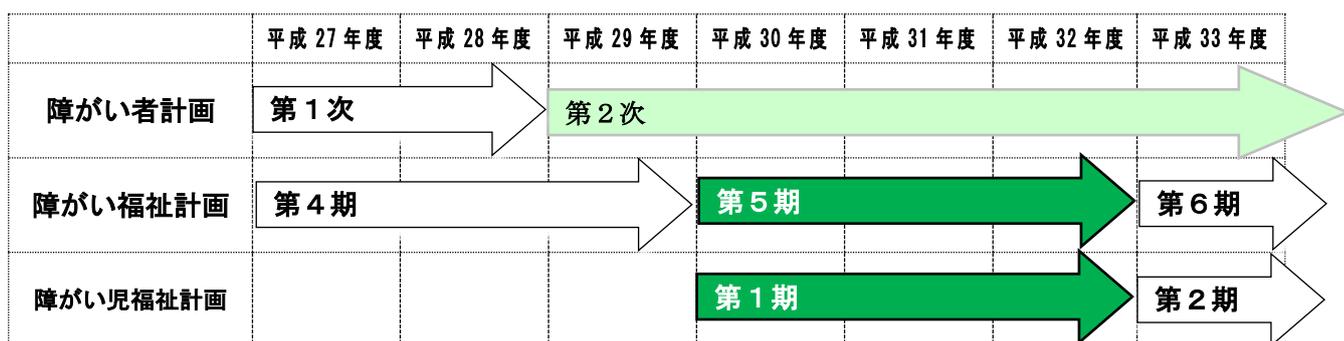
< 計画の位置づけ >



3 計画の期間

「中央市第5期障がい福祉計画」及び「中央市第1期障がい児福祉計画」は、平成30年度から32年度までの3か年計画です。平成32年度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。ただし、社会情勢の変化や法の改正などにより、障がいのある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、計画期間中であってもその変化に柔軟に対応していきます。

< 計画の期間 >



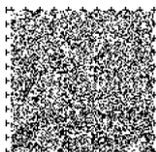
4 計画の対象者

この計画の対象となる障がい者とは、

『障害者総合支援法』に規定された

- ①『身体障害者福祉法』第4条に規定する身体障がい者
- ②『知的障害者福祉法』にいう障がい者のうち18歳以上である者
- ③『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律』第5条に規定する精神障がい者（『発達障害者支援法』第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、『知的障害者福祉法』にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち18歳以上である者
- ④治療方法が確立していない疾病その他特殊であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。

また、“障がい児”とは、『児童福祉法』第4条第2項に規定する障がい児をいいます。



5 障がい者を取り巻く各種制度の変化

「障害者虐待防止法」施行

この法律は障がい者の尊厳を傷つける様々な虐待から障がい者を守り、養護者に対する必要な支援を行うことを目的としています。全国の市町村や都道府県に、障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。平成 24 年 10 月施行。

「障害者総合支援法」の施行

従来の障害者自立支援法に替わる法律として、平成 25 年 4 月 1 日に施行。これまで通り、障がい福祉サービスの提供などが行われるとともに、障がい者の範囲に難病等が加わり、さらに障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う等の地域生活支援事業が追加されました。平成 26 年 4 月 1 日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大が実施されました。

「障害者雇用促進法」の施行

これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善することを義務づけています。平成 28 年 4 月 1 日施行。平成 30 年 4 月からは精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが盛り込まれました。

「障害者差別解消法」の施行

この法律においては、国・地方自治体・事業者の障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮*の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成 28 年 4 月 1 日施行。

※障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取り組みであり、実施に伴う負担が過重でないこと。

「障害者権利条約」の批准

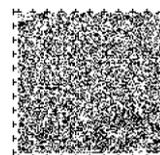
この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。我が国においては、平成 19 年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成 26 年 1 月に批准されました。

「発達障害者支援法」の改正

自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を 10 年ぶりに見直す改正法であり、社会的障壁によって日常生活が制限されている発達障がい者を早期発見し、乳幼児から成人期まで「切れ目ない支援」を受けられるようにするとともに、教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。また、発達障がい者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図ります。平成 28 年 8 月 1 日施行。

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正

平成 28 年 5 月成立。障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。平成 30 年 4 月 1 日施行。



第2章 障がいのある人の現状

1 統計データからみた現状

(1) 人口の構造

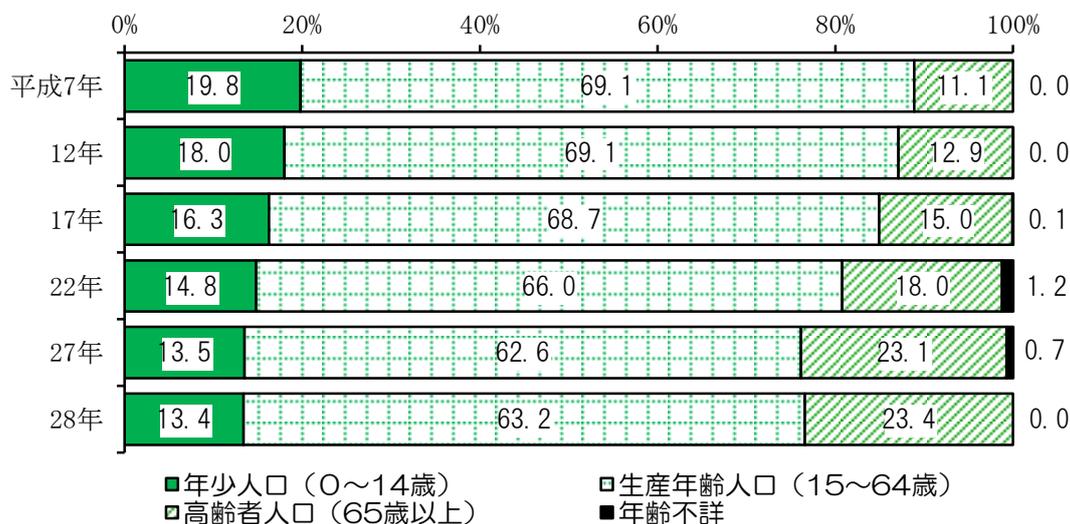
中央市の人口の推移

		平成7年	12年	17年	22年	27年	28年
総人口	(人)	28,543	30,769	31,650	31,322	29,698	30,766
年少人口 (0～14歳)	(人)	5,654	5,531	5,144	4,640	4,005	4,123
	(%)	19.8	18.0	16.3	14.8	13.5	13.4
生産年齢人口 (15～64歳)	(人)	19,714	21,274	21,741	20,658	18,602	19,436
	(%)	69.1	69.1	68.7	66.0	62.6	63.2
高齢者人口 (65歳以上)	(人)	3,175	3,959	4,743	5,638	6,874	7,207
	(%)	11.1	12.9	15.0	18.0	23.1	23.4
年齢不詳	(人)	0	5	22	386	217	0
	(%)	0.0	0.0	0.1	1.2	0.7	0.0
伸び率 (%)	(%)	—	7.8	2.9	-1.0	-5.2	3.6

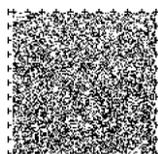
資料：平成27年度まで「国勢調査」（各年10月1日現在）、平成28年度「住民基本台帳」

平成28年度の総人口は、30,766人となっています。平成17年度までは微増傾向にありますが、それ以降は前年度を下回る傾向が続いています。

年齢3区分別人口比率の推移

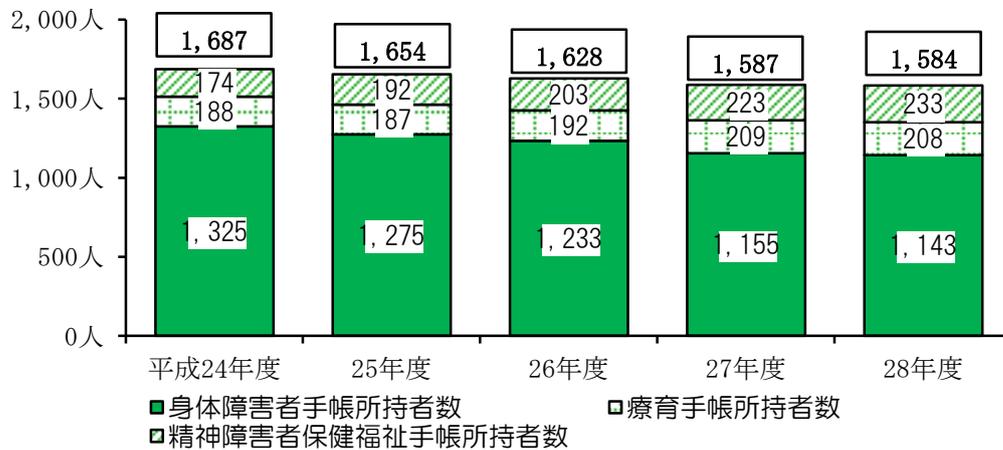


平成28年度の年齢別人口比率は、「年少人口」が13.4%、「生産年齢人口」が63.2%、「高齢者人口」が23.4%となっています。平成7年度より「年少人口」が減少傾向、「高齢者人口」は増加傾向にあり、「高齢者人口」の増加が目立ちます。



(2) 障がいのある人の状況

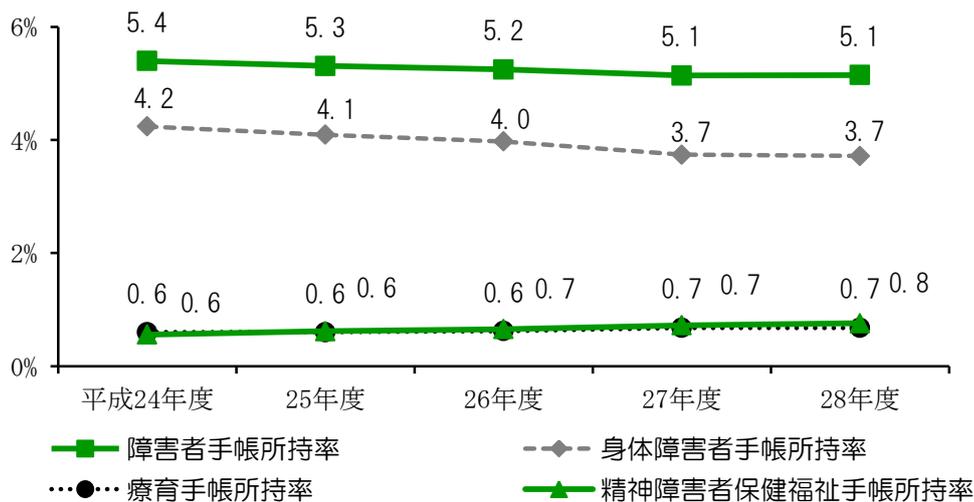
手帳の種類別手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

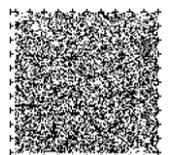
平成28年度の手帳所持者数は、1,584人となっています。内訳は、「身体障害者手帳所持者」が1,143人、「療育手帳所持者」が208人、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が233人となっています。平成24年度以降、手帳所持者数は減少傾向にありますが、平成27年度以降は1,580人前後で推移しています。

手帳の種類別手帳所持率（総人口比）の推移



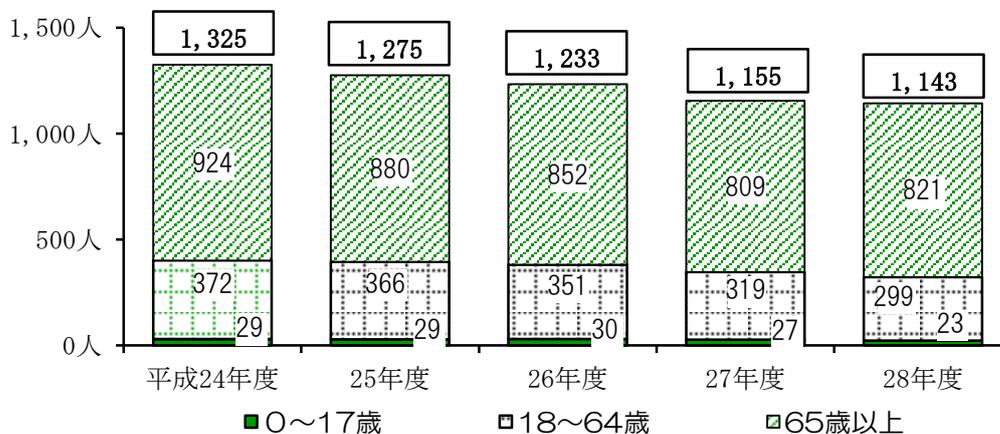
資料：福祉課（各年3月31日現在）

手帳所持率、総人口比の推移は、どの種別においてもおおむね横ばいの傾向となっています。



(3) 身体障がい者の状況

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

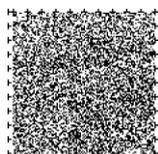
平成 28 年度の身体障害者手帳の所持者数は、1,143 人となっています。年齢別では、「0～17 歳」が 23 人、「18～64 歳」が 299 人、「65 歳以上」が 821 人となっています。「0～17 歳」「18～64 歳」は減少傾向にあります。平成 24 年度以降「65 歳以上」は減少傾向にありますが、平成 27 年度以降は微増傾向にあります。

障がいの種類別・等級別身体障害者手帳所持者数

	視覚障がい	聴覚平衡 機能障がい	音声言語 そしゃく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1 級 (人)	18	3	1	127	207	356
2 級 (人)	15	34	1	137	4	191
3 級 (人)	4	8	14	111	44	181
4 級 (人)	3	13	4	140	123	283
5 級 (人)	9	0	0	56	0	65
6 級 (人)	5	30	0	32	0	67
合計 (人)	54	88	20	603	378	1,143

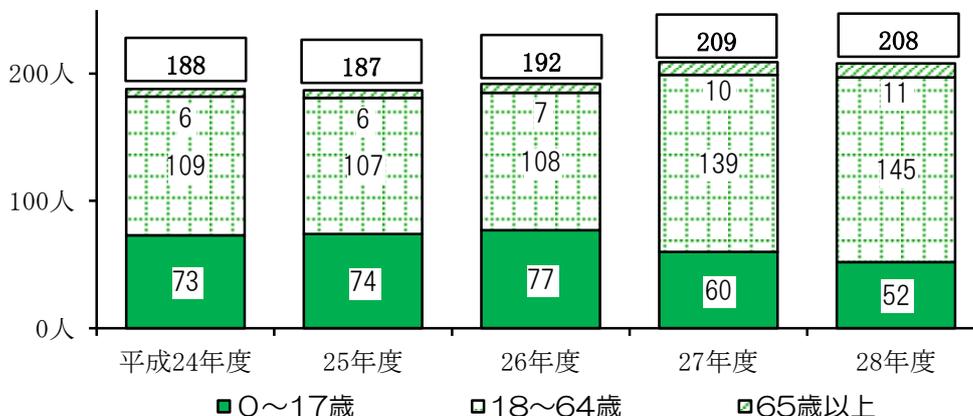
資料：福祉課（平成 29 年 3 月 31 日現在）

平成 28 年度の身体障害者手帳所持者の障がいの種類は、「肢体不自由」が 603 人と、約半数を占めて多くなっています。等級別でみると、1 級において「内部障がい」、2～6 級においては「肢体不自由」が最も多くなっています。



(4) 知的障がい者の状況

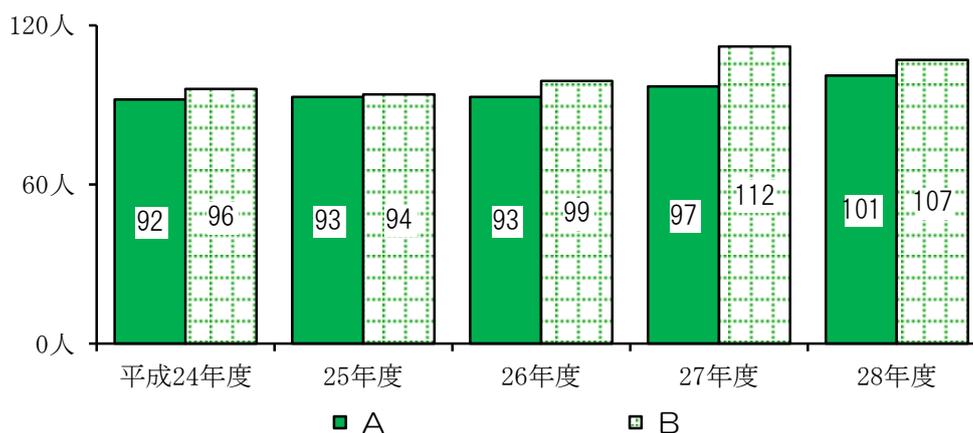
年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

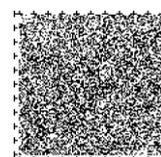
平成 28 年度の療育手帳所持者数は、208 人となっています。年齢別でみると、「0～17 歳」が 52 人、「18～64 歳」が 145 人、「65 歳以上」が 11 人となっており、「18 歳以上」が約 7 割を占めています。平成 26 年度以降、「0～17 歳」は減少傾向にあります。しかし、「18～64 歳」「65 歳以上」は増加傾向にあります。

等級別療育手帳所持者数の推移



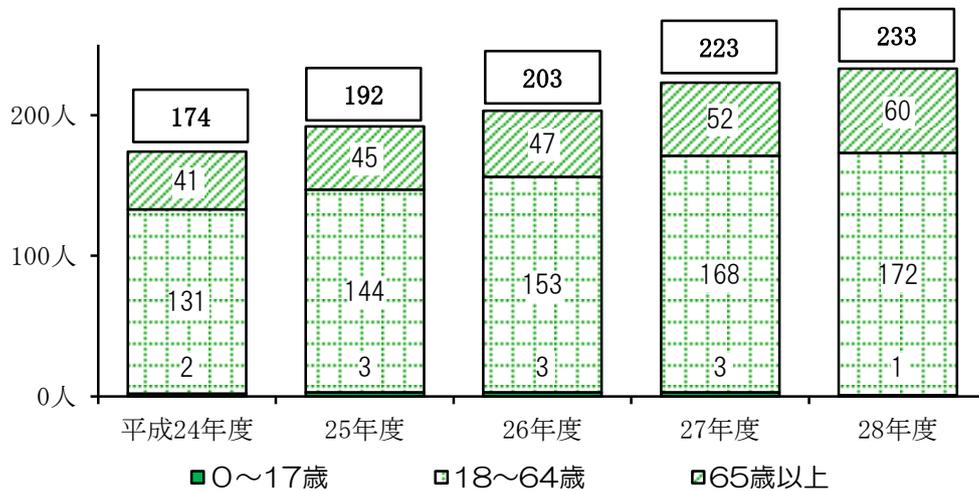
資料：福祉課（各年度末現在）

平成 28 年度の等級別療育手帳所持者数は、「A」が 101 人、「B」が 107 人となっています。平成 24 年度以降、「B」は約 100 人前後で推移していますが、平成 27 年度では 112 人を超えて多くなっており、平成 28 年度では再び減少しています。



(5) 精神障がい者の状況

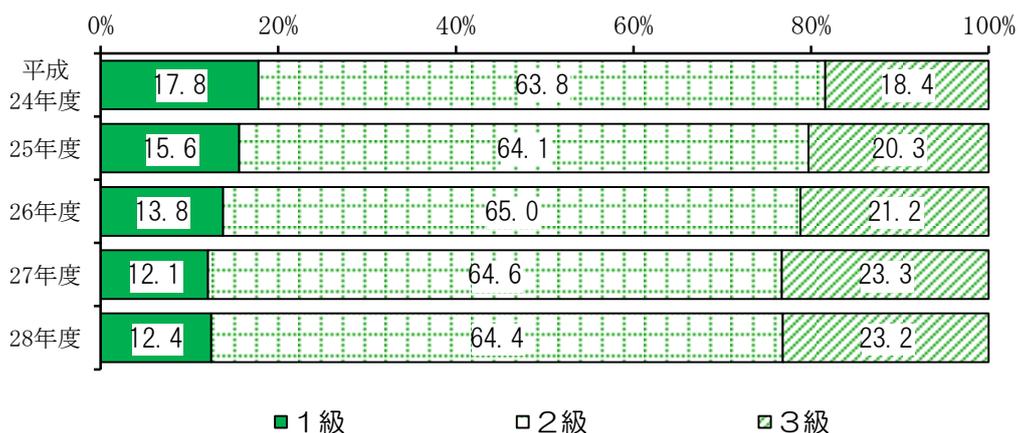
年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

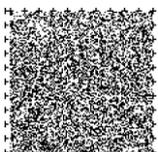
平成 28 年度の精神障害者手帳所持者数は、233 人となっています。年齢別では、「0～17 歳」が 1 人、「18～64 歳」が 172 人、「65 歳以上」が 60 人となっています。平成 24 年度以降、「18～64 歳」が増加傾向にあり、全体の約 7 割を占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

平成 28 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は、「1 級」が 12.4%、「2 級」が 64.4%、「3 級」が 23.2% となっており、「2 級」が全体の約 6 割を占めています。平成 24 年度以降、「1 級」がやや減少傾向にあります。



(6) 就園・就学の状況

公立保育園における障がい児の在籍状況

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
在籍児数（人）	787	805	782	772	760
在籍障がい児数（人）	21	23	13	10	12
在籍率（％）	2.7	2.9	1.7	1.3	1.6
加配保育士数（人）	13	12	7	6	6

資料：市内の公立保育園より（各年度4月1日現在）

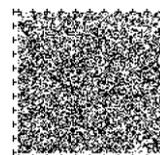
障がい児学級の状況の推移（小学校）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
設置校数（校）	6	6	6	6	6
学級数（級）	12	9	11	10	13
生徒数（人）	27	23	25	26	35

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

平成28年度の公立保育園における障がい児数は、12人となっています。平成24年度以降は約20人強で推移していましたが、平成26年度以降は約10人強で推移しています。

平成28年度の小学校における障がい児学級設置校数は6校、学級数は13級、生徒数は35人となっています。平成24年度以降、生徒数は約25人前後で推移していましたが、平成28年度では35人と増加傾向にあります。



障がい児学級の状況の推移（中学校）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
設置校数（校）	2	2	2	2	2
学級数（級）	4	4	4	4	4
生徒数（人）	16	11	11	14	13

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

通級指導教室の状況の推移（小学校）

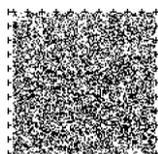
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
設置校数（校）	1	1	1	1	1
児童数（人）	16	17	20	21	23

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

平成28年度の中学校における障がい児学級設置校数は2校、学級数は4級、生徒数は13人となっています。平成24年度以降、設置校数、学級数ともに同じ数ですが、生徒数は11人～16人の間で増減しています。

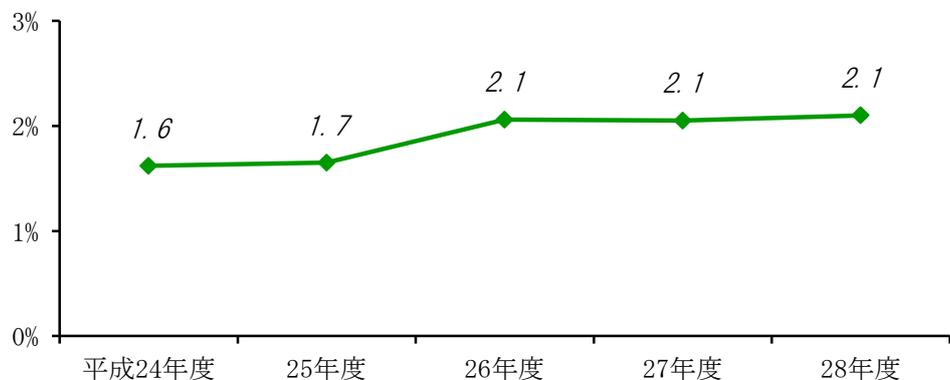
平成28年度の通級指導教室の設置校数は、1校、児童数は23人となっており、平成24年度以降、年々増加しています。

*就園・就学の状況としては、この他に児童発達支援を利用されている就学前の児童、私立幼稚園・こども園に通園している児童、県立の特別支援学校に通学している生徒等がいます。



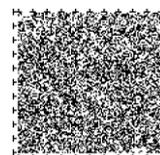
(7) 就労の状況

中央市職員の障がい者雇用率の推移



資料：総務課（各年 10 月 1 日現在）

平成 28 年度の中央市の職員の障がい者雇用率は、2.1%となっています。平成 26 年度以降は、横ばいで推移しています。



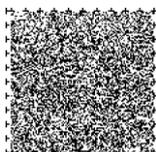
第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、昨年度策定した「中央市 第2次障がい者計画」との整合性をとるため、当該計画の基本理念を踏襲し、“障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現”として、障がいのある人の自立した地域生活を支援することを目指し、事業を実施します。

【基本理念】

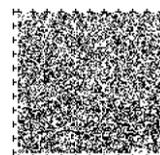
「障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、
ささえあいの地域の中で、
その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現」



2 障がい福祉サービスの基盤整備にあたっての基本的な考え方

障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、国の方針等を踏まえ、次の方針のもと計画を進めます。

(1) 必要な訪問系サービスの保障
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の充実を図ります。
(2) 希望する障がいのある人などへの日中活動系サービスの保障
希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。
(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。 また、各関係機関の連携のもと、地域生活支援機能を担う体制の整備を図ります。
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。
(5) 相談支援体制の充実
障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。そのために、サービスの支給決定前に利用計画を作成できるよう体制整備を進めていきます。
(6) 障がい児支援体制の整備
障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の整備を進めます。



3 障がい福祉サービス等の体系

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、本市の状況に応じた障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業 及び 障がい児支援が適切に提供されるよう、下記のとおり事業等を実施していきます。

【障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系】

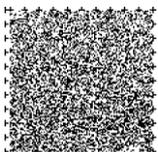
指定障がい福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援 	地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ⑥ 意思疎通支援事業 ⑦ 日常生活用具給付等事業 ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ⑨ 移動支援事業 ⑩ 地域活動支援センター事業
	日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活介護 ② 自立訓練（機能訓練） ③ 自立訓練（生活訓練） ④ 就労移行支援 ⑤ 就労継続支援（A型） ⑥ 就労継続支援（B型） ⑦ 就労定着支援 【新規】 ⑧ 療養介護 ⑨ 短期入所（福祉型） ⑩ 短期入所（医療型） 		任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 日中一時支援事業 ② 訪問入浴サービス事業 ③ 身体障害者更生訓練費等給付事業 ④ 福祉ホーム入居者自立支援事業 ⑤ 施設入浴サービス事業
	居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 自立生活援助 【新規】 ② 共同生活援助（グループホーム） ③ 施設入所支援 			
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援 				

【児童福祉法に基づくサービスの体系】

障がい児支援・ 障害児通所支援・ 障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童発達支援 ② 医療型児童発達支援 ③ 放課後等デイサービス ④ 保育所等訪問支援 ⑤ 居宅訪問型児童発達支援 【新規】 ⑥ 障害児相談支援
--------------------------------	---

【中央市独自事業】

<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者就職支度金給付事業 ② 身体障害者自動車運転免許取得費助成・ 身体障害者用自動車改造費助成 ③ 障害者情報バリアフリー化事業 ④ 介助用自動車購入等助成事業 ⑤ ヘルプカード配布事業
--



4 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等の対応をする必要があります。国の基本指針に即し、第5期計画の進捗状況を踏まえ、以下に掲げる5項目について、それぞれ平成32年度を目標年度とする成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

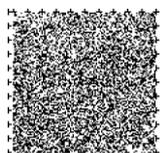
福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき平成32年度における数値目標を設定します。

■第5期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

- 施設入所者の地域移行：平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数の削減：平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減

項目	第5期 目標値	考え方
平成28年度末時点 の入所者数 (A)	22人	平成28年度末時点の入所者
目標年度入所者数 (B)	21人	平成32年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	2人	平成28年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	9.1%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み (率)	1人	平成28年度末時点から平成32年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)
	4.6%	削減割合 (A-B/A)



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 【新規】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるための精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づき平成 32 年度における数値目標を設定します。

■第 5 期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

○協議の場の設置：市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備

項 目	第 5 期 目標値	考 え 方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議 * 中央市内においても高齢者福祉等の関係部署と連携して、重層的な協議に努め、地域包括ケアシステムの構築・深化に向けて、取り組んでいきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

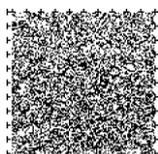
地域生活支援拠点等の整備については、国が定める基本指針に基づき平成 32 年度における数値目標を設定します。

■第 5 期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

○障がいの者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備

項 目	第 5 期 目標値	考 え 方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議



(4) 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき平成 32 年度における数値目標を設定します。

■ 第 5 期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

- 福祉施設から一般就労への移行：平成 28 年度実績の 1.5 倍以上
- 就労移行支援利用者数の増加：平成 28 年度末の実績から 2 割以上増加
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：利用者の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上に
- 就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率：就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする

ア) 福祉施設から一般就労への移行

項目	第 5 期 目標値	備考
平成 28 年度末時点の年間移行者数	2 人	平成 28 年度の移行実績
【目標値】平成 32 年度末時点の年間移行者数	3 人	平成 28 年度実績の 1.5 倍以上

イ) 就労移行支援事業利用者数の増加

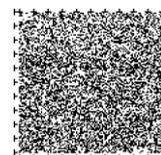
項目	第 5 期 目標値	備考
平成 28 年度末時点の利用者数	5 人	平成 28 年度の就労移行支援事業の利用実績
【目標値】平成 32 年度末時点の利用者数	6 人	平成 28 年度末の実績から 2 割以上増加

ウ) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：3 割以上の事業所が 5 割以上

項目	第 5 期 目標値	数値目標設定の考え方
市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数	1 か所	国の基本指針に基づき、平成 32 年度末までに就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合を 5 割以上とする

エ) 就労定着支援事業による一年後の職場定着率

項目	第 5 期 目標値	数値目標設定の考え方
各年度の就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	80% 以上	国の基本指針に基づき、各年度の就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% とする



(5) 障がい児支援の提供体制の整備 **【新規】**

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき平成 32 年度における数値目標を設定します。

■第 1 期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

- 障がい児発達支援センターの整備
：平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
：平成 32 年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備
：平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置
- 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備
：平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置
- 医療的ケア児のための協議の場の設置
：平成 30 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置

ア) 障がい児発達支援センターの整備

項目	第 1 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議

イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	第 1 期 目標値	考え方
体制の構築	1 か所	体制は構築済みのため、提供できる体制の維持

ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	第 1 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議

エ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

項目	第 1 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議

オ) 医療的ケア児のための協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、平成 30 年度末までに関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも 1 名配置します。

項目	第 1 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	広域圏域で協議



第4章 サービス量の見込みと確保の方策

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

見込み方：平成 29 年度の見込みは、平成 24 年度～平成 28 年度の増減の割合等により算出しています。平成 30 年度以降については、少子高齢化や社会環境の変化により人口が減少すると予測されていることと、平成 24 年度～平成 28 年度の実績が増減していることを鑑みて、平成 29 年度と同程度の見込みを基本に考えていますが、現状、不足している意見が多いサービスにおいては、微増傾向で見込んでいます。

①居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス内容

◆ 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが障がいのある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ 及び 食事等の介護や調理、洗濯 及び 掃除等の家事 並びに 生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる支援を行います。

◆ 重度訪問介護

重度の肢体不自由 又は 重度の知的障がいもしくは精神障がいのある人で、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ 及び 食事等の介護や調理、洗濯 及び 掃除等の家事 並びに 生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

◆ 同行援護

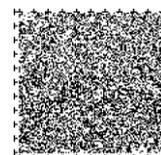
視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行 及び 時に同行し必要となる排せつや食事等の介護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

◆ 行動援護

知的障がい 又は 精神障がいにより行動に著しい困難があり常時介護を要する人が行動する際に、危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

◆ 重度障害者等包括支援

障がいの程度が重く意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要する人 並びに 知的障がい 又は 精神障がいにより行動に著しい困難がある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。



第4期の実績と実施率

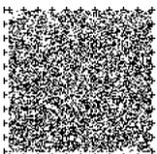
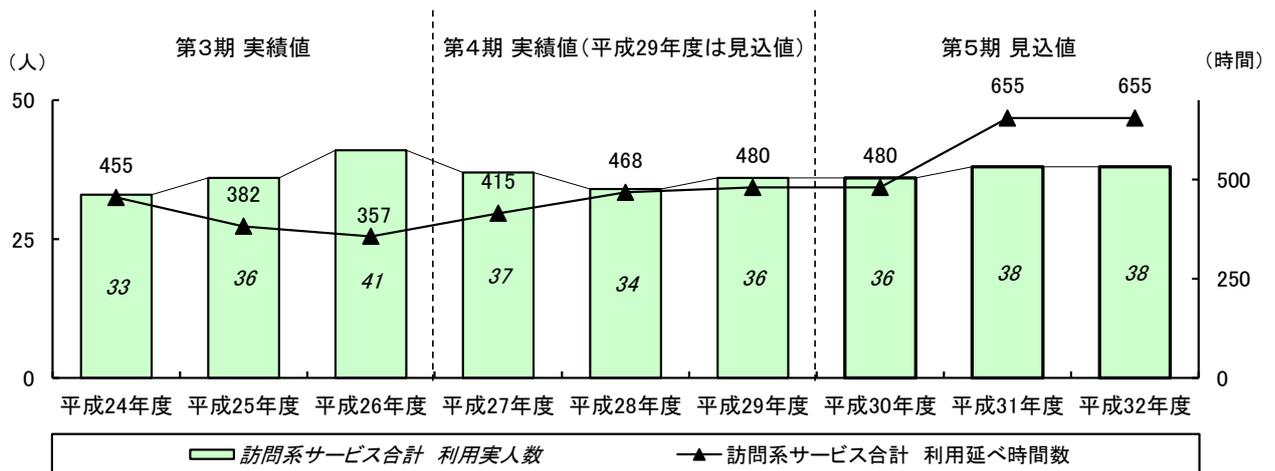
(月当たり)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用延べ時間 (時間)	見込値	528	598	668
		実績値	415	468	480
		実施率	78.6%	78.3%	71.9%
	利用実人数 (人)	見込値	38	42	46
		実績値	37	34	36
		実施率	97.4%	81.0%	78.3%

第5期の見込値

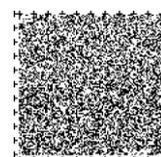
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用延べ時間(時間)	480	655	655
	利用実人数(人)	36	38	38

第3期から第5期までの推移



訪問系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、ニーズの多い時間帯等にも対応できるよう、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障がい者や重度の障がい者に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所の障がい福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- (2) 基幹相談支援センターを軸として相談支援事業所と連携し、サービス利用の希望者へ障がいの程度に応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。
- (3) 障がいのある人 及び 当事者団体に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供の充実を図り、訪問系サービスの利用促進に努めます。
- (4) 今回の制度改正で、最重度の障がいのある人が入院した場合、利用者の状態などを熟知している重度訪問介護事業者のヘルパーを、入院先の医療機関で引き続き利用できることの周知を、利用者はもちろんのこと、医師会等を通じて、医療機関にも周知していきます。
- (5) 就業していないホームヘルパー資格等を持つ人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保の支援に努めます。
- (6) 県で実施されるホームヘルパー研修等の情報提供を積極的に行います。また、基幹相談支援センターと連携して障がい理解の研修会等を実施し、障がい種別ごとのニーズに対応したより質の高いサービスが提供できるように図ります。
- (7) 困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。



(2) 日中活動系サービス

見込み方：平成 29 年度の見込みは、平成 24 年度～平成 28 年度の増減の割合等により算出しています。平成 30 年度以降については、少子高齢化や社会環境の変化により人口が減少すると予測されていることと、平成 24 年度～平成 28 年度の実績が増減していることを鑑みて、平成 29 年度と同程度の見込みを基本に考えていますが、現状、不足している意見が多いサービスにおいては、微増傾向で見込んでいます。

①生活介護

サービス内容

障害支援区分が一定以上の常時介護を要する障がいのある人が、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ 及び 食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。

第 4 期の実績と実施率

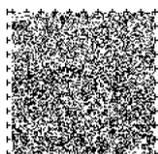
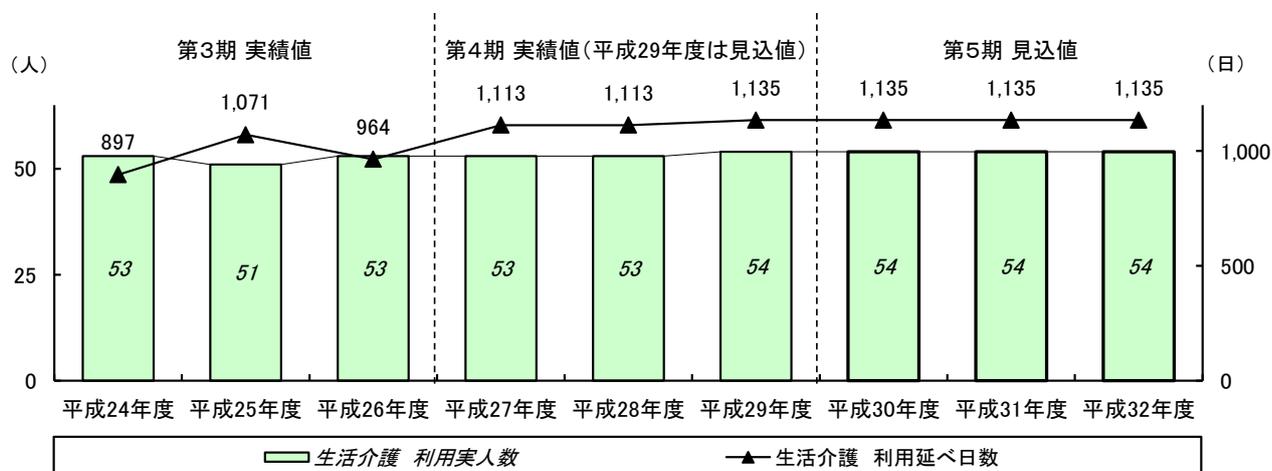
(月当たり)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
生活介護	利用延べ日数 (日)	見込値	1,155	1,197	1,239
		実績値	1,113	1,113	1,135
		実施率	96.4%	93.0%	91.6%
	利用実人数 (人)	見込値	55	57	59
		実績値	53	53	54
		実施率	96.4%	93.0%	91.5%

第 5 期の見込値

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用延べ日数(日)	1,135	1,135	1,135
	利用実人数(人)	54	54	54

第 3 期から第 5 期までの推移



②自立訓練（機能訓練）

サービス内容

医療機関を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。利用期限が1年6か月と定められています。

第4期の実績と実施率

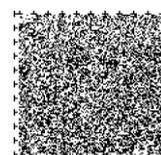
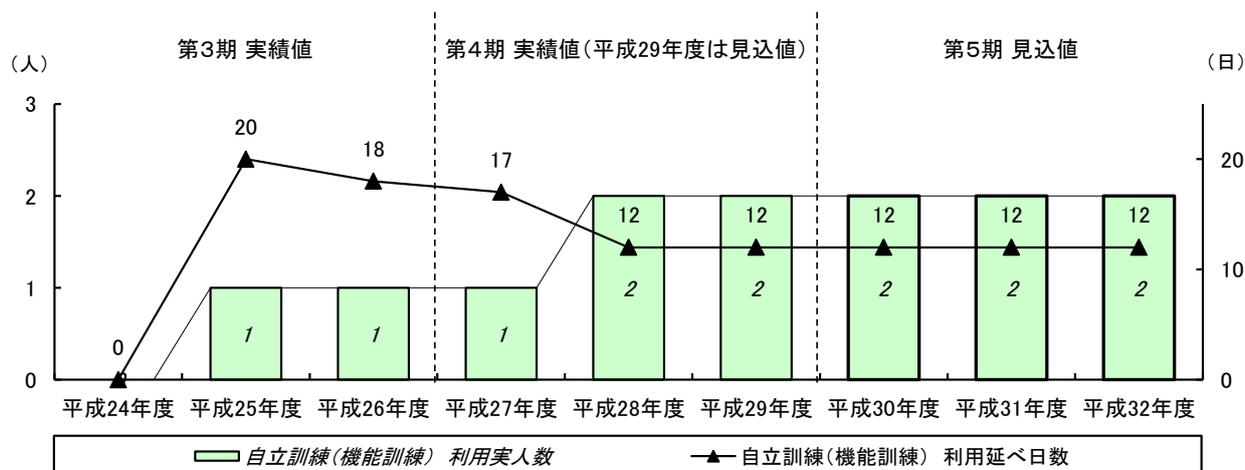
(月当たり)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
自立訓練（機能訓練）	利用延べ日数 (日)	見込値	21	21	21
		実績値	17	12	12
		実施率	81.0%	57.1%	57.1%
	利用実人数 (人)	見込値	1	1	1
		実績値	1	2	2
		実施率	100.0%	200.0%	200.0%

第5期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	利用延べ日数(日)	12	12	12
	利用実人数(人)	2	2	2

第3期から第5期までの推移



③自立訓練（生活訓練）

サービス内容

医療機関や施設を退院・退所した人や特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人や精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。利用期限が2年間、長期間入院者等は3年間と定められています。

第4期の実績と実施率

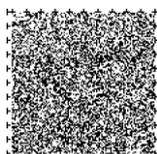
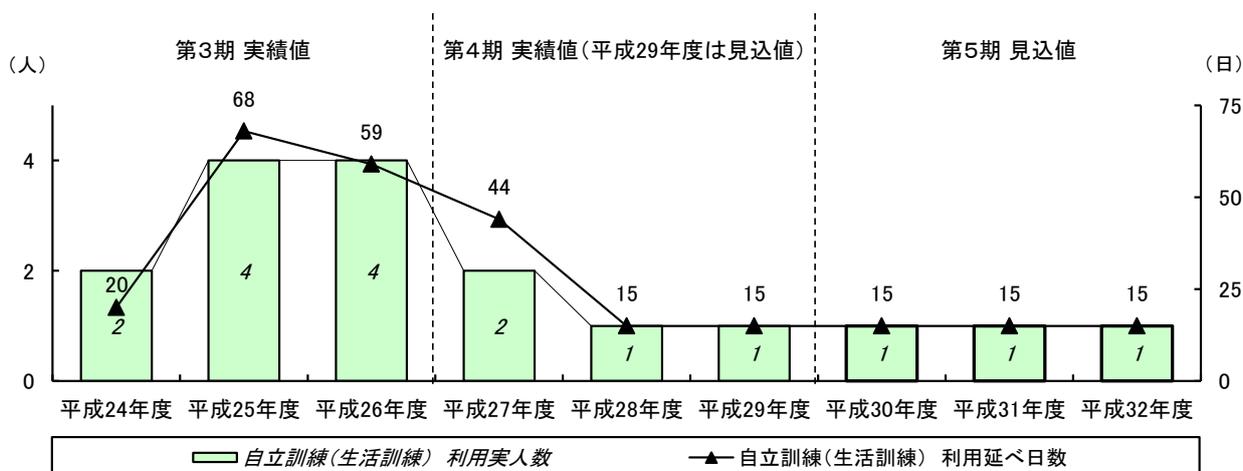
(月当たり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
自立訓練（生活訓練）	利用延べ日数 (日)	見込値	84	84
		実績値	44	15
		実施率	52.4%	17.9%
	利用実人数 (人)	見込値	4	4
		実績値	2	1
		実施率	50.0%	25.0%

第5期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（生活訓練）	利用延べ日数(日)	15	15	15
	利用実人数(人)	1	1	1

第3期から第5期までの推移



④就労移行支援

サービス内容

就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識 及び 能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間 又は 5年間です。

第4期の実績と実施率

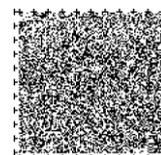
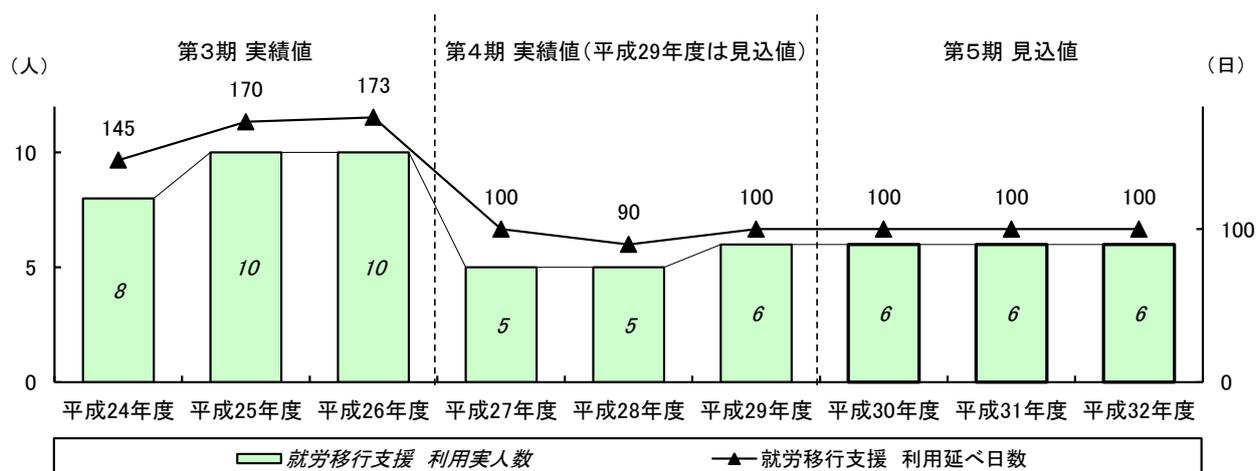
(月当たり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
就労移行支援	利用延べ日数 (日)	見込値	150	195
		実績値	100	90
		実施率	66.7%	46.2%
	利用実人数 (人)	見込値	10	13
		実績値	5	5
		実施率	50.0%	38.5%

第5期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	利用延べ日数(日)	100	100	100
	利用実人数(人)	6	6	6

第3期から第5期までの推移



⑤就労継続支援（A型）

サービス内容

通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識 及び 能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

第4期の実績と実施率

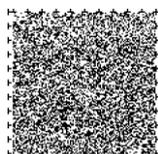
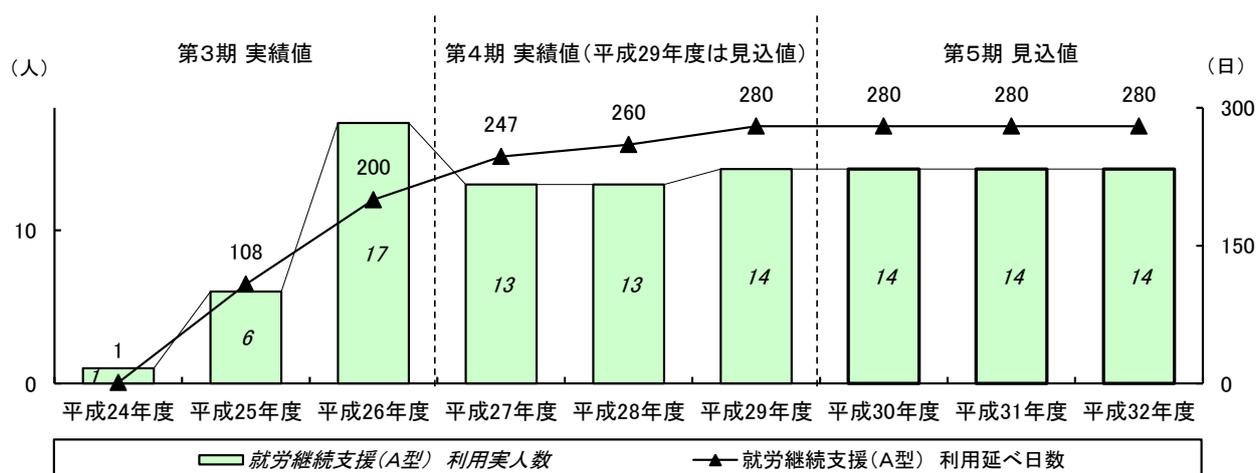
(月当たり)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
就労継続支援（A型）	利用延べ日数 (日)	見込値	228	247	266
		実績値	247	260	280
		実施率	108.3%	105.3%	105.3%
	利用実人数 (人)	見込値	12	13	14
		実績値	13	13	14
		実施率	108.3%	100.0%	100.0%

第5期の見込値

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	利用延べ日数(日)	280	280	280
	利用実人数(人)	14	14	14

第3期から第5期までの推移



⑥就労継続支援（B型）

サービス内容

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の民間企業・事業所に雇用されるに至らなかった人、通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

第4期の実績と実施率

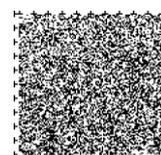
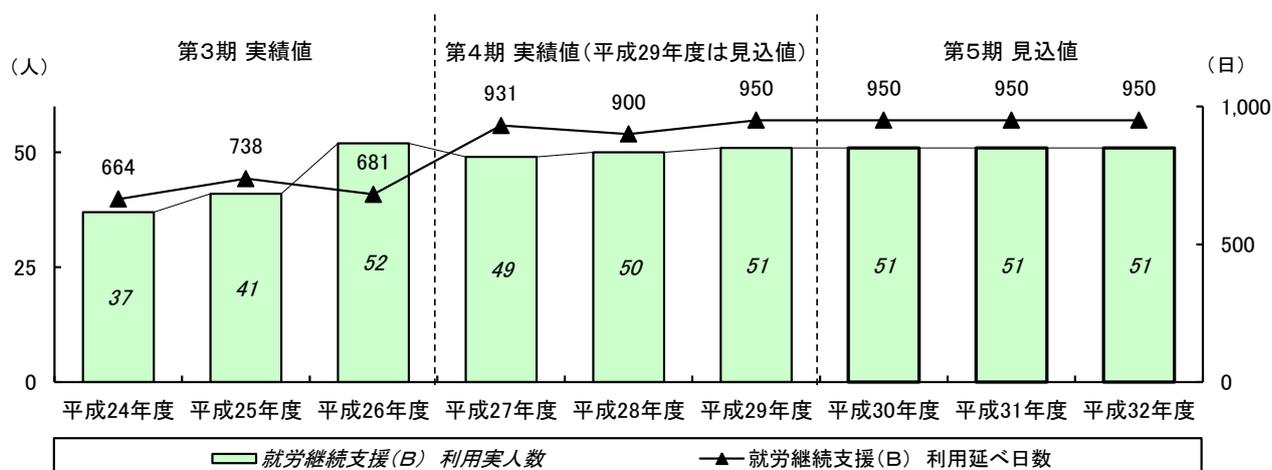
(月当たり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
就労継続支援（B型）	利用延べ日数 (日)	見込値	798	836
		実績値	931	900
		実施率	116.7%	107.7%
	利用実人数 (人)	見込値	42	44
		実績値	49	50
		実施率	116.7%	113.6%

第5期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（B型）	利用延べ日数(日)	950	950	950
	利用実人数(人)	51	51	51

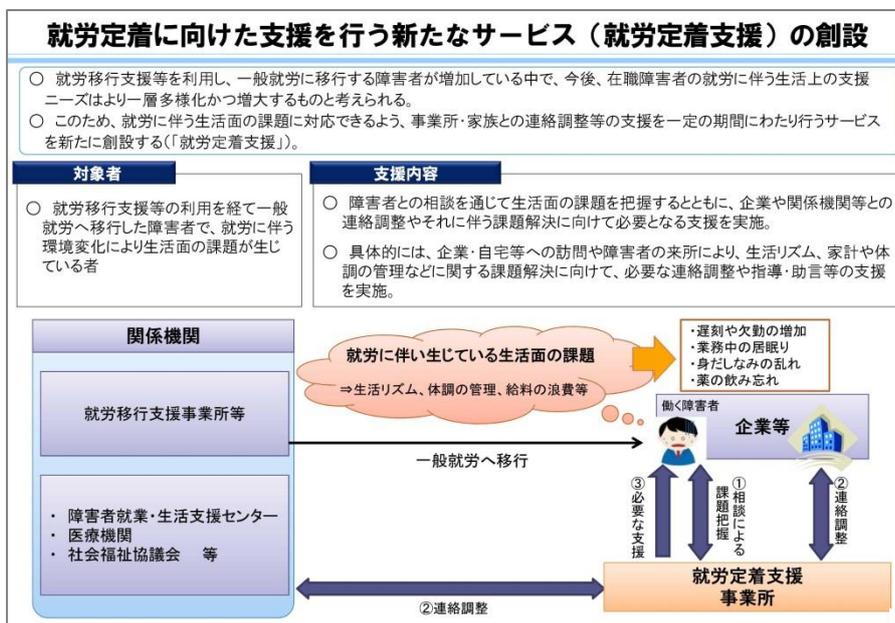
第3期から第5期までの推移



⑦就労定着支援【新規】

サービス内容

第5期計画において、新たに創設された就労定着に向けた支援を行うサービスで、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。



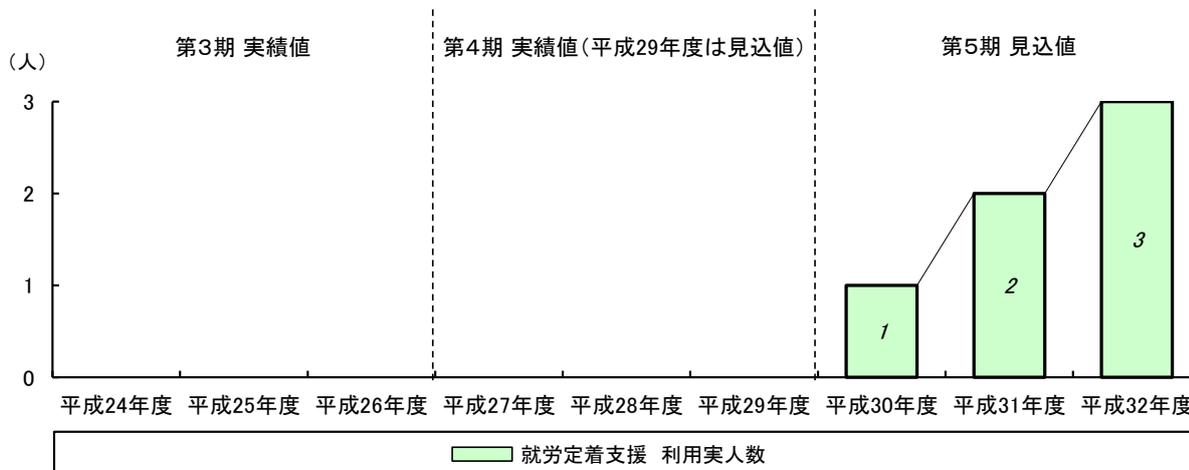
資料：厚生労働省

第5期の見込値

(月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援	利用実人数(人)	1	2	3

第3期から第5期までの推移



⑧療養介護

サービス内容

医療を要する障がいがあり常時介護を要する人に、主として昼間に医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理による介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

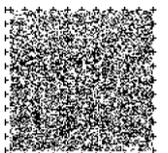
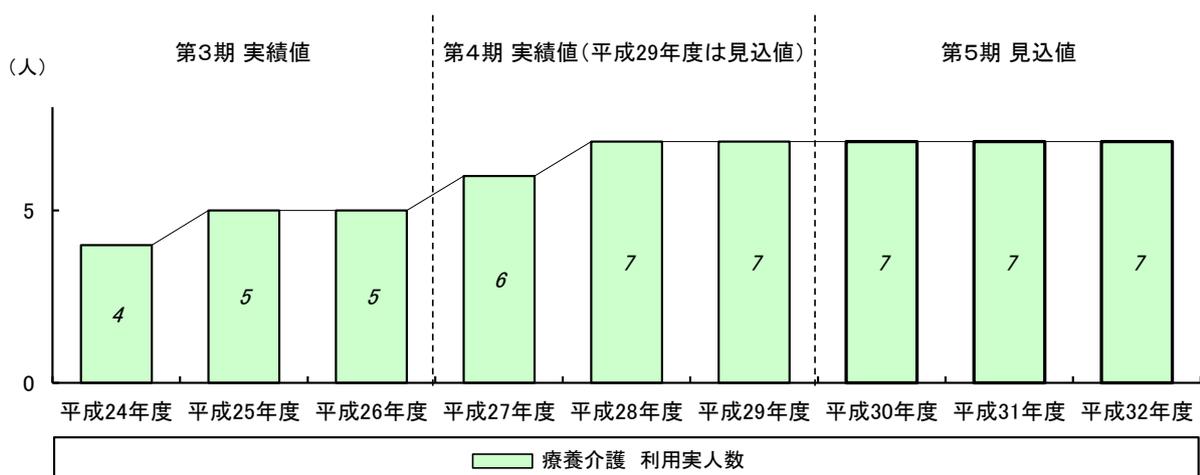
第4期の実績と実施率

		(月当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
療養介護	利用実人数 (人)	見込値	5	5
		実績値	6	7
		実施率	120.0%	140.0%

第5期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	利用実人数(人)	7	7	7

第3期から第5期までの推移



⑨短期入所（ショートステイ）

サービス内容

障がいのある人が、居宅において介護を行う人の疾病 及び その他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ 及び 食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設において実施する福祉型と、医療機関・介護老人保健施設において実施する医療型があります。

第4期の実績と実施率

(月当たり)

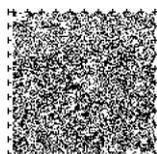
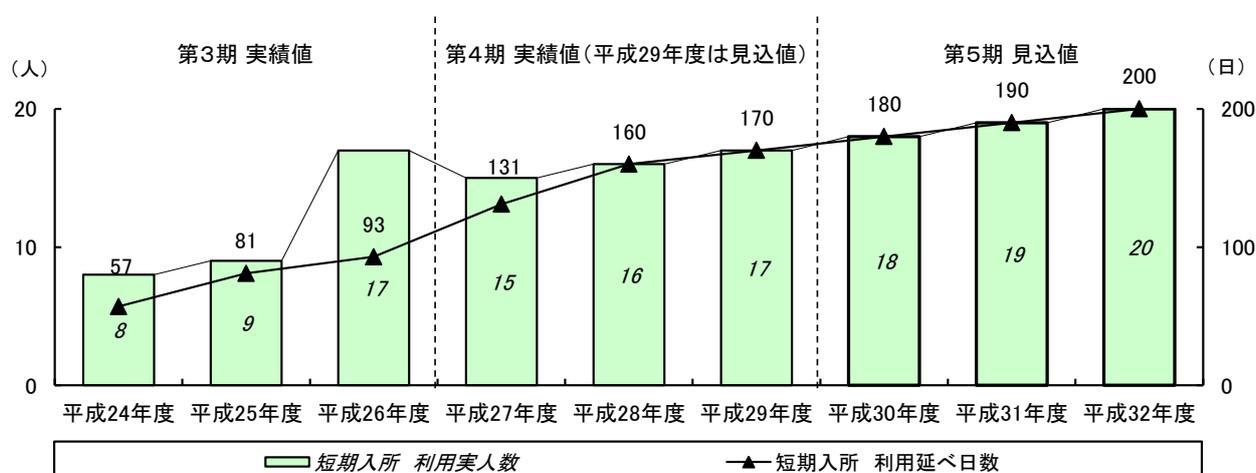
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
短期入所 (ショートステイ)	利用延べ日数 (日)	見込値	117	135
		実績値	131	160(20)
		実施率	112.0%	118.5%
	利用実人数 (人)	見込値	13	15
		実績値	15	16(2)
		実施率	115.4%	106.7%

() は医療型で、内数

第5期の見込値

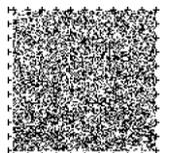
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所 (ショートステイ)	利用延べ日数(日)	180(20)	190(20)	200(20)
	利用実人数(人)	18(2)	19(2)	20(2)

第3期から第5期までの推移



日中活動系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、利用者のニーズに応えられる多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めるとともに、計画相談担当者を中心とした情報のやりとりや支援方針の検討など、ネットワークを構築し、連携を図る中で、利用者本人に有効なアプローチ方法を検討して、通所率の安定や向上を図ります。
- (2) 利用者のニーズを適切に把握し、サービス需要と供給体制のミスマッチをできるだけ減らせるよう、サービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供に努めます。
- (3) 自立訓練や就業移行支援のように日中活動系サービスの一部は利用期限が定められているため、途切れることなく他のサービスによる支援ができるように努めます。
- (4) 障がいのある人 及び 当事者団体に対して、日中活動系サービス内容や事業所に関する情報提供を積極的に行います。
- (5) 特別支援学校の卒業生が、ニーズに応じたサービスを受けることができるよう、基幹相談支援センター、特別支援学校、相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関との連携を強化し、卒業生への適切なサービス提供に努めます。
- (6) 県で実施される研修等の情報提供を積極的に行うとともに、基幹相談支援センターと連携して障がい理解の研修会等を実施し、障がい種別ごとのニーズに対応したより質の高いサービスが提供できるように図ります。
- (7) 就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、民間企業・事業所に対して、法定雇用率や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の情報提供を行います。
- (8) 短期入所については、利用が困難な場合もあるため、体験利用を含め、利用者や家族のニーズに対応できるよう、サービス提供の体制づくりを進めます。
- (9) 県、障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、就労移行支援事業者、民間企業・事業所など、就労関係団体・機関との連携をさらに強化し、自立支援協議会を中心としたネットワークの構築を進めます。



(3) 居住系サービス

見込み方：平成 29 年度の見込みは、平成 24 年度～平成 28 年度の増減の割合等により算出しています。平成 30 年度以降については、毎年の入所施設から地域移行する者及び退院可能障がい者のうち、共同生活援助（グループホーム）利用見込者数を見込んで、平成 32 年度まで算出しています。

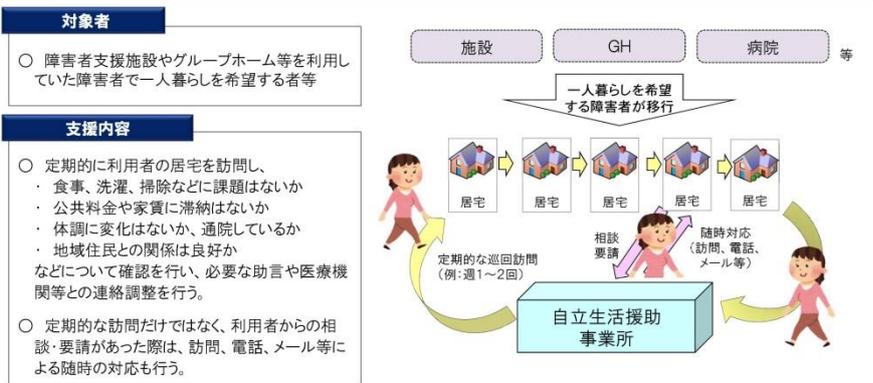
① 自立生活援助 【新規】

サービス内容

第 5 期計画において、新たに創設された地域生活支援を支援するサービスで、施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、ひとり暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。



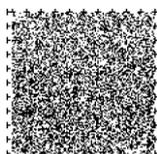
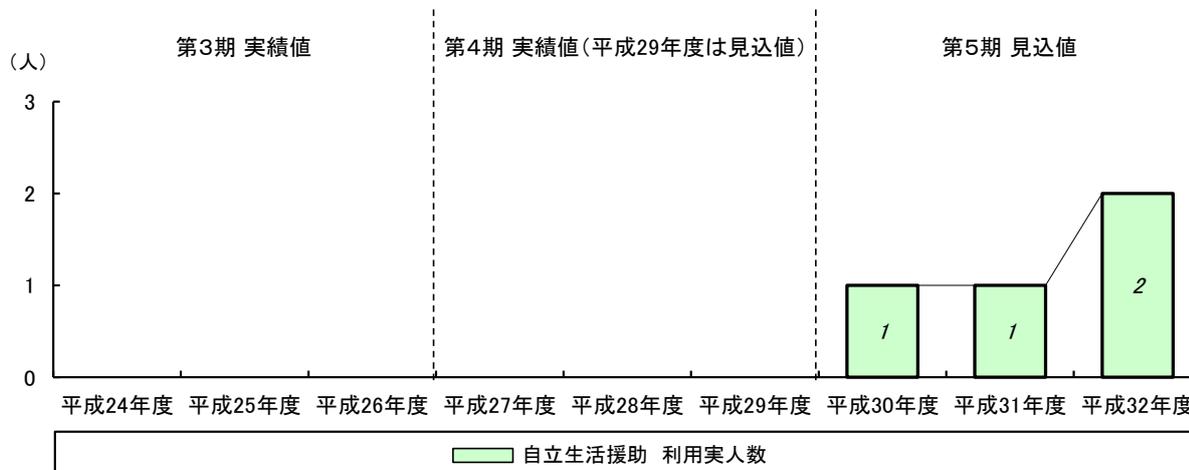
資料：厚生労働省

第 5 期の見込値

(月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用実人数(人)	1	1	2

第 3 期から第 5 期までの推移



②共同生活援助（グループホーム）

サービス内容

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。なお、平成 26 年度より、共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

第 4 期の実績と実施率

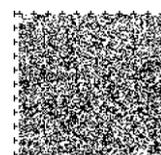
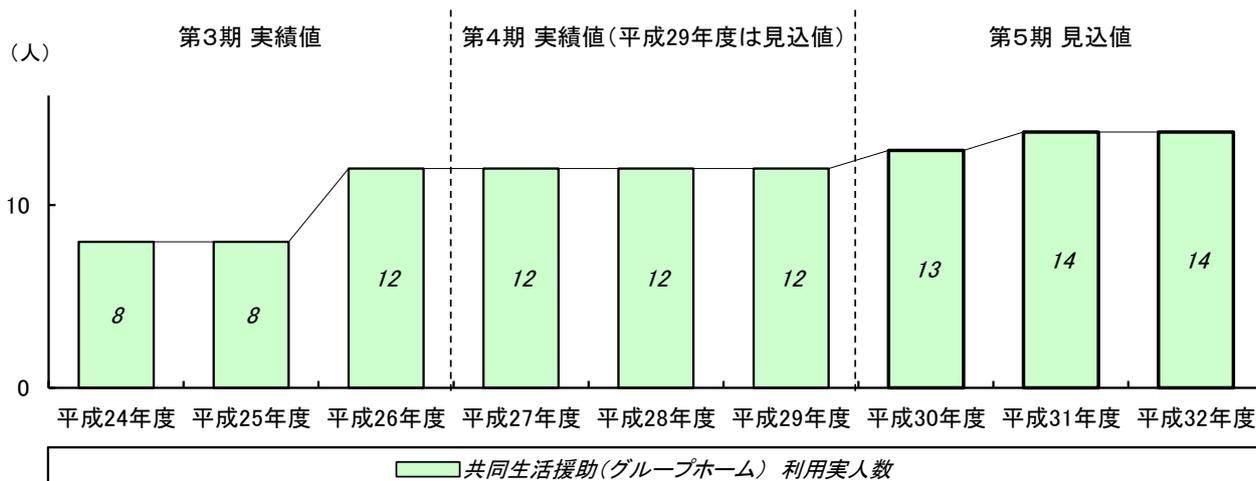
（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 （見込値）
共同生活援助 （グループホーム）	利用実人数 （人）	見込値	14	16
		実績値	12	12
		実施率	85.7%	75.0%

第 5 期の見込値

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用実人数（人）	13	14	14

第 3 期から第 5 期までの推移



③施設入所支援

サービス内容

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ 及び 食事の介護等を受ける事業です。

第4期の実績と実施率

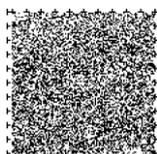
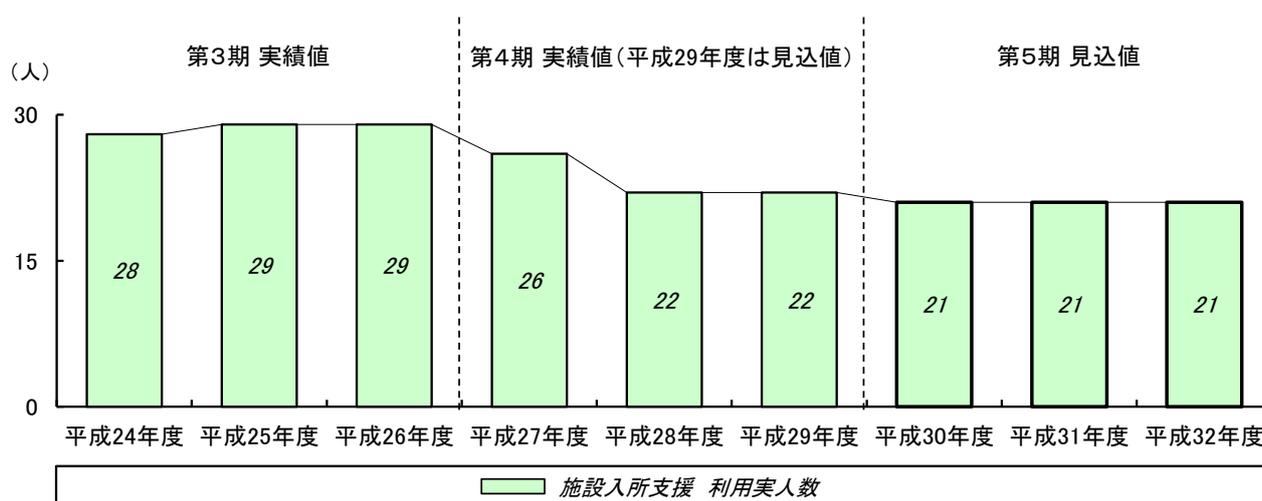
(月当たり)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
施設入所支援	利用実人数 (人)	見込値	28	28	27
		実績値	26	22	22
		実施率	92.9%	78.6%	81.5%

第5期の見込値

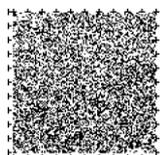
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	利用実人数(人)	21	21	21

第3期から第5期までの推移



居住系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 居住系サービスの施設整備は、県及び中北圏域の市町と協議しながら推進していきます。また、地域住民の障がい理解を促進するために啓発や周知に努めます。
- (2) 共同生活援助（グループホーム）については、空き物件等の既存の社会資源の活用を検討するとともに、市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等に広く情報提供を行い、設置について継続的に働きかけを行います。
- (3) 施設入所者や入院している障がい者等が円滑に地域移行するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。
- (4) 入所者の決定については、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを今後も優先していきます。
- (5) 施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- (6) 中北圏域の市町や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。



(4) 相談支援

見込み方：平成 29 年度の見込みは、平成 24 年度～平成 28 年度の増減の割合等により算出しています。平成 30 年度以降については、不足しているサービスへの対応を見込んでいることや地域移行を進めていくことから微増傾向で見込んでいます。

①相談支援（サービス利用計画作成）

サービス内容

◆ 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者 又は 障がい児の保護者を対象に、障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

◆ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人 又は 病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

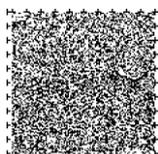
◆ 地域定着支援

自宅において、家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けられない障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に関する相談やその他必要な支援を行います。

第 4 期の実績と実施率

(月当たり)

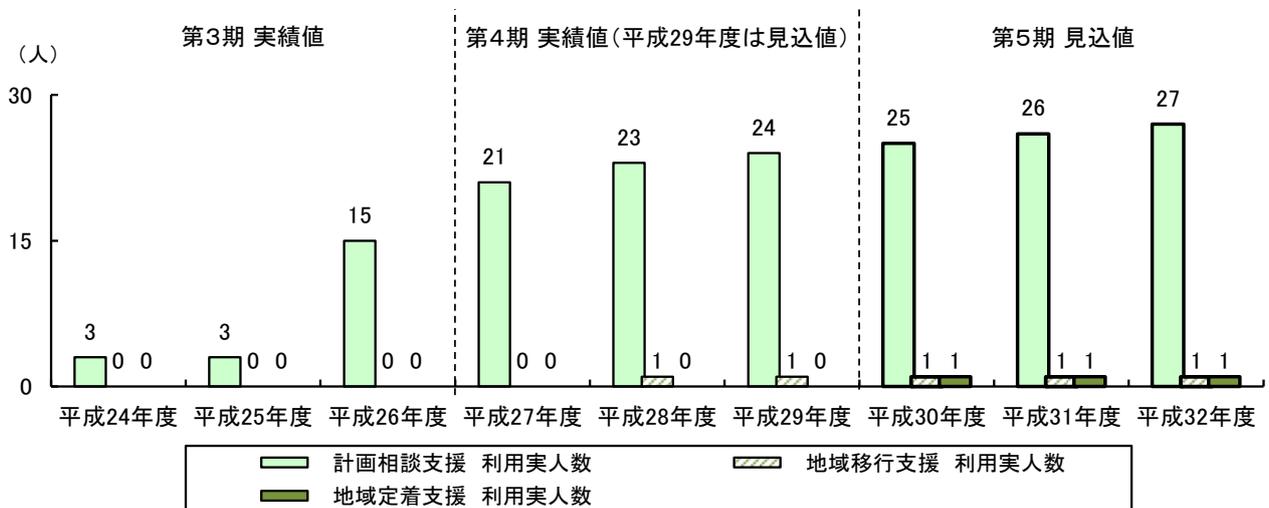
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
計画相談支援	利用実人数 (人)	見込値	14	15	15
		実績値	21	23	24
		実施率	150.0%	153.3%	160.0%
地域移行支援	利用実人数 (人)	見込値	1	1	2
		実績値	0	1	1
		実施率	0.0%	100.0%	50.0%
地域定着支援	利用実人数 (人)	見込値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%



第5期の見込値

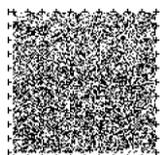
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	利用実人数(人)	25	26	27
地域移行支援		1	1	1
地域定着支援		1	1	1

第3期から第5期までの推移



相談支援の必要な見込み量確保のための方策

- (1) 障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、相談支援専門員をはじめとする人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、体制の充実を働きかけます。
- (2) 医療機関からの退院者 及び 福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行・定着できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。
- (3) 施設入所者や入院している障がい者等が円滑に地域移行・地域定着するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。



2 地域生活支援事業等

理解促進研修・啓発事業（必須事業）

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる“社会的障壁”を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

自発的活動支援事業（必須事業）

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

相談支援事業（必須事業）

障がいのある人や保護者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援護を行います。なお、今後は基幹相談支援センターを中心に相談支援にあたります。

- ◆ 対象者 ◆ 手帳の有無にかかわらずニーズのある人
- ◆ 利用料 ◆ 無料

成年後見制度利用支援事業（必須事業）

自分で十分判断のできない人の財産管理や福祉サービスの契約等において、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用および後見人への報酬の助成を行います。

成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

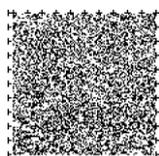
法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業です。

成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、事業については県からの助言を受けながら、広域での実施も含め検討していきます。

意思疎通支援事業（必須事業）

聴覚、音声・言語機能等の障がいのために、意思疎通を図ることが困難な人に対し、手話通訳者等の派遣を行います。

- ◆ 対象者 ◆ 聴覚に障がいがあり、意思の疎通を図ることに支障がある人等
- ◆ 利用料 ◆ 無料



日常生活用具給付等事業（必須事業）

重度障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用できる、実用性のある用具を給付・貸与します。

- ◆ 対象者 ◆ 当該用具を必要とする重度障がい者
（本人または世帯員のいずれかの人が市町村民税所得割額 46 万円以上の場合には対象外）
 - ◆ 利用料 ◆ 原則として基準額または購入金額の 10%
 - ◆ 軽減策 ◆ 生活保護世帯は無料
- 低所得 1（住民税非課税世帯で年収が 80 万円以下）の人は基準額または購入金額の 3%
低所得 2（住民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない場合）の人は基準額または購入金額の 5%

手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者等との交流活動の促進並びに広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

移動支援事業（必須事業）

社会生活上不可欠な外出、および余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

- ◆ 対象者 ◆
 - ・障がい福祉サービスの「行動援護」、「同行援護」、「重度訪問介護」の対象者でない人
 - ・市が援護の実施者となっているグループホームの利用者
 - ・この事業による支援が必要と認められる人（発達障がい児者等）

- ◆ 利用料 ◆

区分	年間利用 100 時間以下	年間利用 100 時間を超えた部分
生活保護世帯	無料	無料
住民税非課税世帯	報酬単価から算定した事業費の 3%	報酬単価から算定した事業費の 10%
住民税課税世帯	報酬単価から算定した事業費の 5%	報酬単価から算定した事業費の 10%

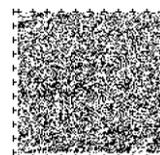
地域活動支援センター事業

△基礎的事業（必須事業）▽

利用者に対して、創作的活動、生産活動の機会の提供等、市の実情に応じた支援を行います。

△強化事業（任意事業）▽

- ※Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発活動を実施します。
 - ※Ⅱ型：地域において、雇用、就労が困難な在宅の障がいのある人に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
 - ※Ⅲ型：障がいのある人の援護対策として、地域の障がい者団体が実施する通所による援護事業の実績が、おおむね 5 年以上あり、安定的な運営が図られている法人格を取得したところで実施します。
- ◆ 対象者 ◆ 心身に障がいがあり、当事業の利用が必要であると認められる人



日中一時支援事業（任意事業）

日中、障がい福祉サービス事業者、障害者支援施設等において、障がいのある人等に活動の場を提供することにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族等の負担軽減を図ります。

訪問入浴サービス事業（任意事業）

身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護で、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。なお、要介護又は要支援の認定を受けている場合は対象外で、事業者に対する報酬単価等は、介護保険の規定による訪問入浴サービスの単価に順じて実施します。

身体障害者更生訓練費等給付事業（任意事業）

身体障害者更生施設等に入所している障がいのある人の社会復帰の促進を図るために、更生訓練費を支給します。

福祉ホーム入居者自立支援事業（任意事業）

家庭環境や住宅事情等の理由から、居宅において生活することが困難な重度障がい者に、低額な料金で居室その他の施設や介助サービスを利用することにより、自立した地域生活を支援します。

施設入浴サービス事業（任意事業）

家庭において、入浴が困難な障がい者に対し、施設入浴サービスを行うことにより、障がい者（児）の福祉の向上と家族の負担の軽減を図ります。

身体障害者就職支度金給付事業（中央市単独事業）

更生訓練を終了し、就職又は自営により施設を退所することになった障がいのある人に就職支度金を給付します。

身体障害者自動車運転免許取得費助成・身体障害者用自動車改造費助成（中央市単独事業）

身体障がい者の運転免許取得又は所有し運転する自動車の改造に要する経費に対し、助成金を交付することにより、身体障がい者の社会参加を促進します。

障害者情報バリアフリー化事業（中央市単独事業）

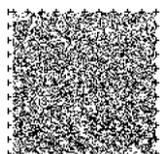
視覚又は上肢機能障がいのある人がパソコンを使用する際に必要となる周辺機器やソフト等を購入するための費用の一部を補助します。

介助用自動車購入等助成事業（中央市単独事業）

車椅子等を使用する在宅の重度身体障がい者及び寝たきり高齢者等が、移動する際に必要とする自動車をリフト付き等に改造する経費または既に改造された自動車を購入する経費を助成します。

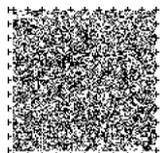
ヘルプカード配布事業（中央市単独事業）

外出時、緊急時または災害時において、障がい者等に必要な支援を行えるよう、個人の情報を記載するための携帯カードを作成し、交付します。

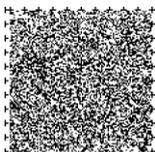


地域生活支援事業の第4期実績

事業名	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施 か所数	実 利用数	実施 か所数	実 利用数	実施 見込 か所数	実利用 見込数
(1) 相談支援事業						
①障害者相談支援事業	1		1		1	
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	設置		設置		設置	
②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	実施		実施		実施	
③住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	未実施		未実施		未実施	
(2) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1
(3) 意思疎通支援事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		289		392		330
②手話通訳者設置事業 ※実設置見込数を記載	1か所		1か所		1か所	
(4) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数を記載						
①介護・訓練支援用具		1		4		3
②自立生活支援用具		4		2		3
③在宅療養等支援用具		3		3		3
④情報・意思疎通支援用具		35		39		45
⑤排泄管理支援用具		402		431		450
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		0		0		1
(5) 移動支援事業 ※「実利用見込数」欄に、実利用見込数、 延べ利用見込時間数の順に記載		41 1794		35 1202		30 1000

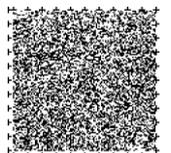


事業名	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実施 か所数	実 利用数		実施 か所数	実 利用数		実施 見込 か所数	実利用 見込数	
(6) 地域活動支援センター事業 ※他市町村に所在する地域活動支援センターを 利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、 下段に他市町村分を記載	2 か所	延 5, 111		1 か所	延 4, 340		1 か所	延 5, 000	
	3 か所	延 161		3 か所	延 531		3 か所	延 660	
(7) 任意事業									
①日中一時支援事業 ※「実利用見込数」欄に、実利用見込数、延べ利 用見込時間数の順に記載	36	985	2568	31	1094	2896	31	1100	2900
②訪問入浴サービス事業			81			81			90
③身体障害者更生訓練費等給付事業			0			0			1
④福祉ホーム入居者自立支援事業			1			1			1
⑤施設入浴サービス事業						41			120
(8) 市単独事業									
①身体障害者就職支度金給付事業			0			0			1
②身体障害者自動車運転免許取得費助成・ 身体障害者用自動車改造費助成			1			0			1
③障害者情報バリアフリー化事業			0			0			1
④介助用自動車購入等助成事業			0			0			1
⑤ヘルプカード配布事業						30			30



地域生活支援事業の第5期の見込み

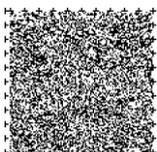
事業名	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施見込か所数	実利用見込数	実施見込か所数	実利用見込数	実施見込か所数	実利用見込数
(1) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	1		1		1	
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	設置		設置		設置	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	実施		実施		実施	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	未実施		未実施		未実施	
(2) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1
(3) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業		330		330		330
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込数を記載	1か所		1か所		1か所	
(4) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数を記載						
① 介護・訓練支援用具		3		3		3
② 自立生活支援用具		3		3		3
③ 在宅療養等支援用具		3		3		3
④ 情報・意思疎通支援用具		50		50		50
⑤ 排泄管理支援用具		480		480		480
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1		1		1
(5) 移動支援事業 ※「実利用見込数」欄に、実利用見込数、 延べ利用見込時間数の順に記載		30 1000		30 1000		30 1000



事業名	平成 30 年度			平成 31 年度			平成 32 年度		
	実施見込か所数	実利用見込数		実施見込か所数	実利用見込数		実施見込か所数	実利用見込数	
(6) 地域活動支援センター事業 ※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がある場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	1 か所	5,000		1 か所	5,000		1 か所	5,000	
	3 か所	700		3 か所	700		3 か所	700	
(7) その他の事業									
①日中一時支援事業 ※「実利用見込数」欄に、実利用見込数、延べ利用見込時間数の順に記載	31	1100	2900	31	1100	2900	31	1100	2900
②訪問入浴サービス事業			90			90			90
③身体障害者更生訓練費等給付事業			1			1			1
④福祉ホーム入居者自立支援事業			1			1			1
⑤施設入浴サービス事業			120			160			160
(8) 市単独事業									
①身体障害者就職支度金給付事業			1			1			1
②身体障害者自動車運転免許取得費助成・身体障害者用自動車改造費助成			1			1			1
③障害者情報バリアフリー化事業			1			1			1
④介助用自動車購入等助成事業			1			1			1
⑤ヘルプカード配布事業			30			30			30

地域生活支援事業の必要な見込み量確保のための方策

- (1) 広報紙やホームページなど様々な媒体を活用することはもちろんのこと、障がい者団体や民生委員等を通じての広報活動で、地域生活支援事業の内容や利用方法等を広く周知し、利用しやすい体制づくりに努めます。
- (2) 基幹相談支援センターと福祉サービス事業所との連携を強化し、情報交換を密にしていけます。
- (3) 中央市独自事業については、利用者のニーズや地域自立支援協議会等の会合で出た意見を参考に、新規で実施するものや縮小するもの等を検討していきます。



3 障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）【第1期障がい児計画】

見込み方：中央市発達障害児（者）等生活支援事業の相談件数（平成20年度～平成28年度）の数値や保育園・幼稚園・こども園・学校等からの発達障がいの疑いのある相談等が増加しているため、平成29年度以降も対象者が増えると想定して、平成32年度まで算出しています。

① 児童発達支援

サービス内容

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

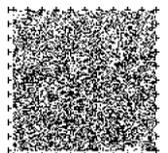
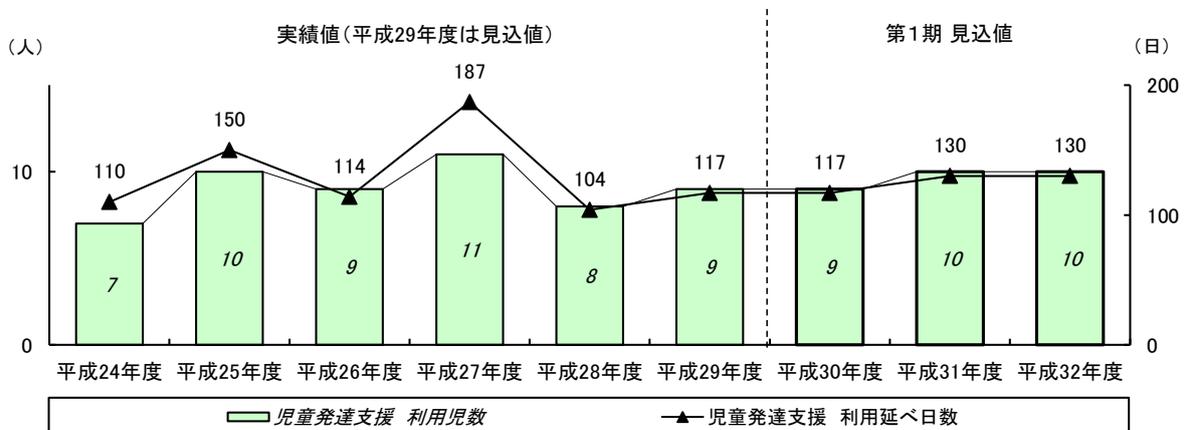
過去3か年の実績と実施率

		(月当たり)			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
児童発達支援	利用延べ日数 (日)	見込値	160	176	192
		実績値	187	104	117
		実施率	116.9%	59.1%	60.9%
	利用児数(人)	見込値	10	11	12
		実績値	11	8	9
		実施率	110.0%	72.7%	75.0%

第1期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用延べ日数(日)	117	130	130
	利用児数(人)	9	10	10

平成24年度以降の推移



② 医療型児童発達支援

サービス内容

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練 又は 医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び 集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

過去3か年の実績と実施率

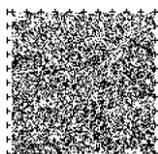
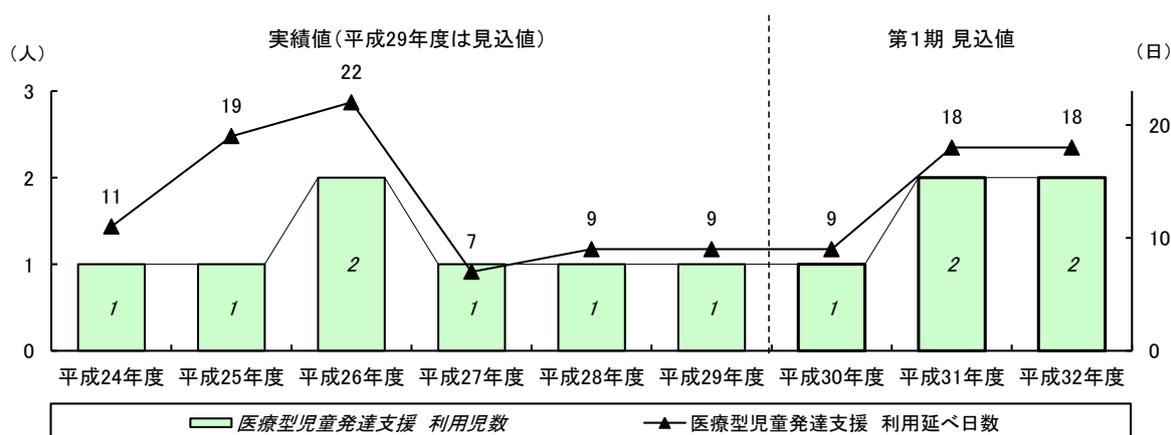
(月当たり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
医療型児童発達支援	利用延べ日数 (日)	見込値	33	44
		実績値	7	9
		実施率	21.2%	20.5%
	利用児数 (人)	見込値	3	4
		実績値	1	1
		実施率	33.3%	25.0%

第1期の見込値

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療型児童発達支援	利用延べ日数(日)	9	18	18
	利用児数(人)	1	2	2

平成 24 年度以降の推移



③ 放課後等デイサービス

サービス内容

学校就学中の発達に課題のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

過去3か年の実績と実施率

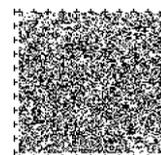
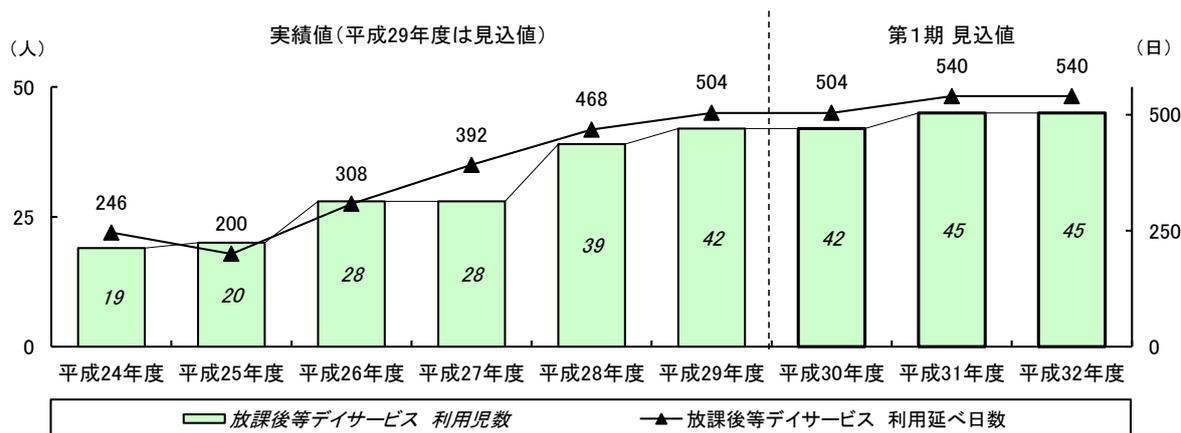
(月当たり)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
放課後等 デイサービス	利用延べ日数 (日)	見込値	341	374	407
		実績値	392	468	504
		実施率	115.0%	125.1%	123.8%
	利用児数 (人)	見込値	31	34	37
		実績値	28	39	42
		実施率	90.3%	114.7%	113.5%

第1期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等 デイサービス	利用延べ日数(日)	504	540	540
	利用児数(人)	42	45	45

平成24年度以降の推移



④ 保育所等訪問支援

サービス内容

発達に課題のある児童が通う幼稚園・保育所・小学校等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

過去3か年の実績と実施率

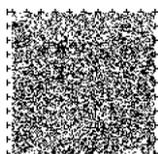
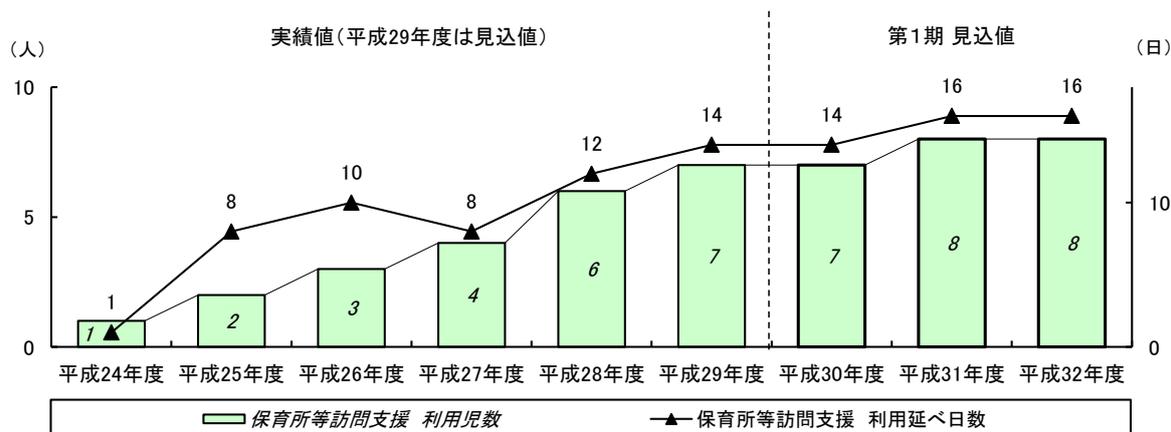
(月当たり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
保育所等訪問支援	利用延べ日数 (日)	見込値	8	10
		実績値	8	12
		実施率	100.0%	120.0%
	利用児数 (人)	見込値	5	5
		実績値	4	6
		実施率	80.0%	120.0%

第1期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	利用延べ日数(日)	14	16	16
	利用児数(人)	7	8	8

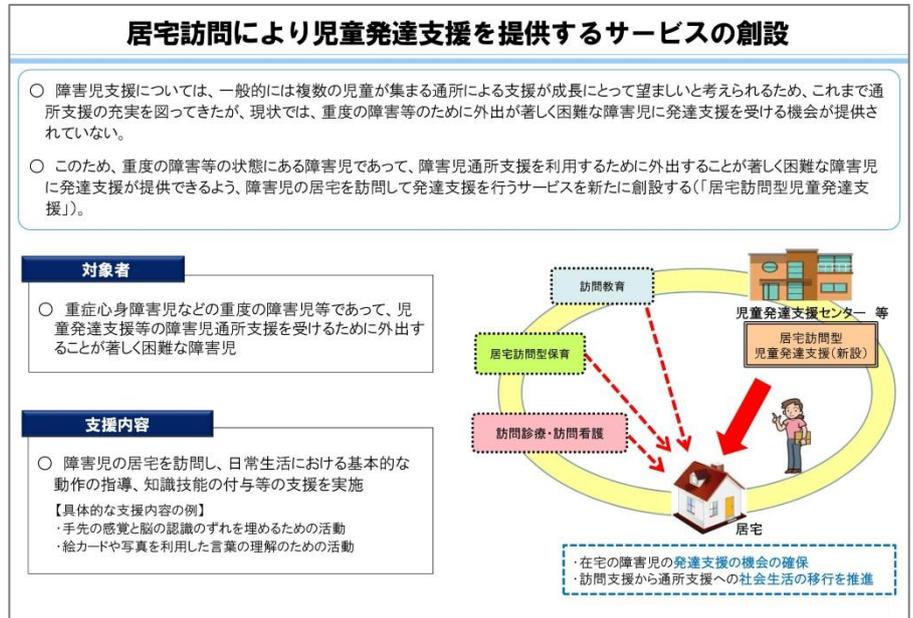
平成24年度以降の推移



⑤居宅訪問型児童発達支援【新規】

サービス内容

第1期計画において、新たに創設された居宅訪問により児童の発達支援を提供するサービスで、重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

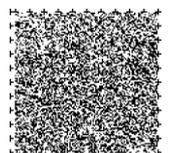
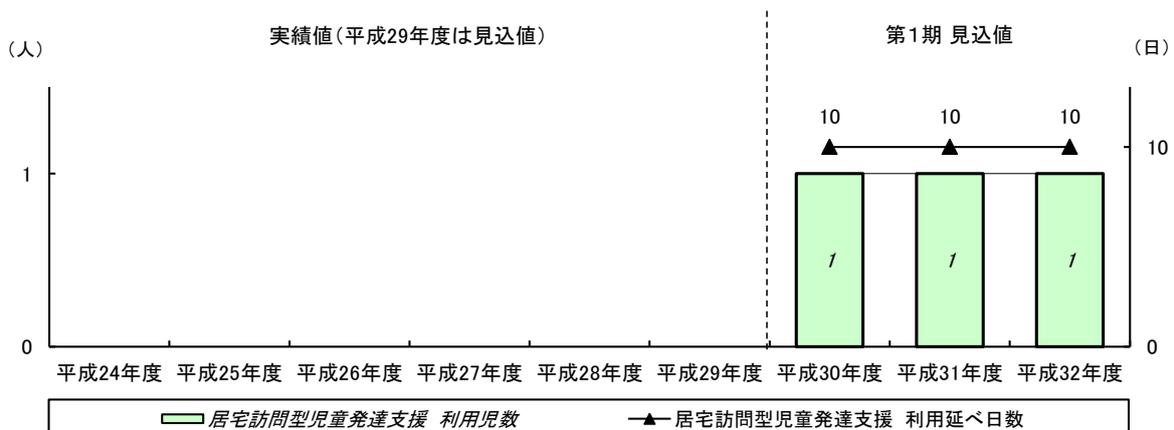


資料：厚生労働省

第1期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用延べ日数(日)	10	10	10
	利用児数(人)	1	1	1

平成24年度以降の推移



⑥ 障害児相談支援

サービス内容

障がいのある児童に対して、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童 又は その保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証 及び 計画の見直し等を行います。

過去3か年の実績と実施率

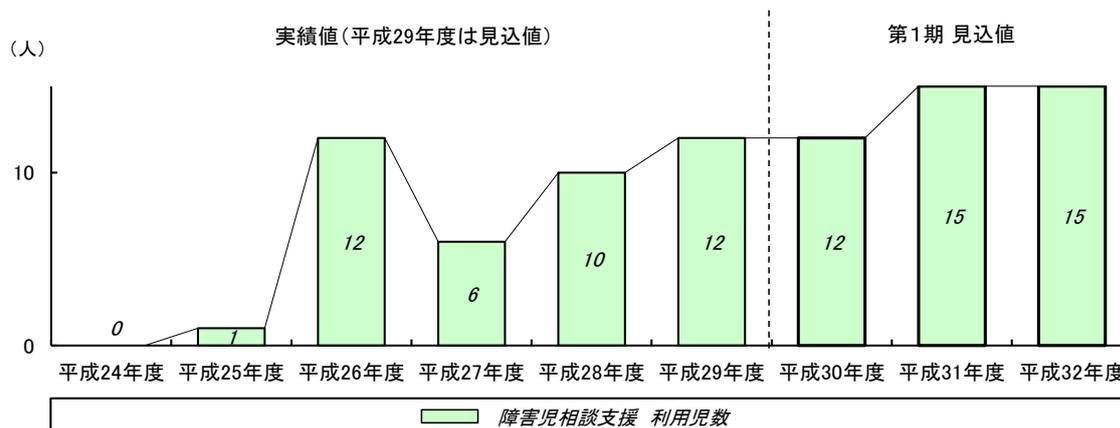
(月当たり)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
障害児相談支援	利用児数(人)	見込値	12	12	13
		実績値	6	10	12
		実施率	50.0%	83.3%	92.3%

第1期の見込値

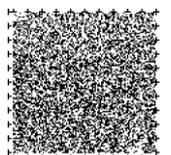
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	利用児数(人)	12	15	15

平成24年度以降の推移



障がい児支援の必要な見込み量確保のための方策

- (1) 健康推進課、子育て支援課、教育委員会等と連携して、地域で生活する障がい児やその家族に対して継続的に支援を行います。
- (2) 基幹相談支援センターや各事業所と連携を図り、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、円滑な実施に向けたサービスの質の向上や人材育成の体制確保に努めます。
- (3) 県等で実施される障がい児福祉に関する研修等の情報提供を積極的に行います。
- (4) 個々の状況やニーズに応じた療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、情報提供を行います。



第5章 計画の推進に向けて

1 障がい福祉サービス等の円滑な利用のための方策

障がいのある人の自立支援をさらに促進するために、以下に掲げる施策を展開し、障がい福祉サービス 及び 地域生活支援事業の円滑な利用促進に努めます。

① 相談体制の強化

基幹相談支援センターを障がい者の自立と地域生活の推進を図るための拠点とし、相談機能の充実を図るとともに、各関係機関と連携してきめ細かな対応に努めます。また、障がいのある人が、障がい福祉サービスを安定して利用できるよう、サービス等利用計画の作成促進に向けた体制整備を図っていきます。さらに、民生委員・児童委員との連携により、障がいのある人を地域で見守る体制を進めていきます。

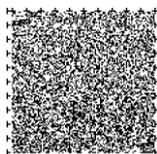
② 地域自立支援協議会の強化

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の構築のために、地域自立支援協議会を中心とした地域の関係機関との協力体制の充実を図ります。また、障がいのある人のニーズや地域資源の現状を把握する中で見えてくる地域の課題を協議し、地域の社会福祉資源の開発や改善を働きかけて、地域のサービス提供体制の促進を進めていきます。

③ 就労支援の強化

公共職業安定所（ハローワーク）等と連携をとり、民間企業・事業所に障がいの特性や障がいのある人の生活や就労の実態を知ってもらうための啓発活動を通じて、障がいのある人の雇用促進をこれまで以上に強化していきます。

また、『障害者総合支援法』に位置づけられた就労支援施設においては、工賃をいかに確保するかが課題となっています。市においても中央市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を庁内に広く周知し、中央市障害者就労施設等からの物品購入や業務の請負に係る受注機会の拡大に努めます。



④ 支給決定における公正性・公平性の確保

『障害者総合支援法』に基づく自立支援給付を利用するには、18歳以上の障がいのある人は障害支援区分の認定（区分1～6）を受け、支給決定（サービス受給者証の発行）を行う必要があります。その際に不服が生じないように、認定調査の際には、対象者の日頃の状態を把握している家族等から聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会では、支給決定のプロセスの透明化を図り、サービス支給を決定する過程における公正性・公平性の確保に努めます。

また、障害支援区分認定や支給決定について不服がある場合には、山梨県障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができることの周知を図ります。

⑤ 情報提供の充実

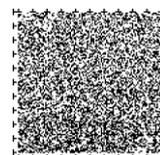
『障害者総合支援法』の運用については随時見直しや新しい制度等の導入が進められているため、サービスの利用にあたっては、障がいのある人やその家族が正確な情報を迅速に入手することが重要になっています。

保健・福祉・医療の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がいのある人が生活していく上で必要な情報を容易に入手できるよう、広報紙や各種パンフレット、ホームページなど、様々な媒体を通じて、『障害者総合支援法』や障がい福祉サービス、地域生活支援事業等についての適切な情報提供に努めます。特に、新規のサービスが開始される時などは、障がいのある人への周知はもちろんのこと、事業所等の関係機関に対してパンフレット配布等の積極的な広報活動を実施します。

⑥ サービスの質の向上 及び 人材の育成

第三者によるサービス評価の実施の検討や評価結果の情報提供に努めるとともに、地域自立支援協議会を活用しながらサービスの質的評価を行います。

また、支援を担う事業所には、『障害者総合支援法』の三障害（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び難病等の共通基盤でのサービス展開であることを踏まえ、幅広い知識と専門性を併せ持つ人材の確保が求められていることから、研修等の情報提供を行い、人材育成の支援に努めます。



⑦ サービス利用の支援と権利の保障

障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える問題の解決や適切なサービス利用を支援するために、基幹相談支援センターや相談支援事業者等によるバックアップ体制の充実を図ります。

『障害者総合支援法』では、障がい福祉サービスは、自己決定に基づく選択や契約による利用が基本ですが、サービスを必要とする人の中には、自ら利用するサービスを選ぶことが困難な人がいます。財産管理や在宅サービスの利用等において、当人に不利な契約を結ぶことがないよう、権利擁護のために必要な支援として、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の周知と適切な活用を促進します。また、障がいのある人が安心して福祉サービス等を利用できるよう、利用に際して、不利益な扱いを受けた場合の苦情解決の体制・仕組みについても周知を図ります。

さらに、障がいのある人への虐待防止に向けた施策の推進、虐待防止研修の開催など、虐待防止の啓発を図ります。

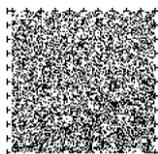
⑧ 障がい理解の啓発

『障害者基本法』の規定により策定している、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた「中央市 第2次障がい者計画」では、ノーマライゼーションの理念に基づく“ささえあいによる地域づくり”を最初の基本目標に掲げています。平成28年度に施行された『障害者差別解消法』や改正された『障害者雇用促進法』に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発を強化していきます。

⑨ 発達障がいのある人の支援

発達障がいの早期発見、早期の発達支援の必要性を重要視し、保健・保育・教育現場での様々な発達障がいに関わる課題について、発達支援コーディネーターを中心に相談や訪問等を行っていきます。

また、幼児期から成人期までの一貫した総合的支援と関係機関相互の連携を深めるために、中央市発達障害児（者）生活支援事業をはじめ、発達障がい支援に取り組んでいきます。



2 関係機関等との連携

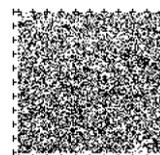
本計画の円滑な推進をするためには、行政内部だけでなく、市民や地元の民間企業・事業所等の理解や協力と障がいのある人自身の積極的な参加が必要です。また、障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくためには、地域自立支援協議会を中心とした関係機関・団体との連携が必要不可欠となります。

① 専門機関・障がい者団体・事業所・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった事業を実施する上で、専門機関との協力は必要不可欠です。また、障がい者団体、ボランティア・NPO団体、事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、なによりも多くの一般市民の協力も大切です。施策を進めるために、それら地域関係団体等と相互に連携を図っていきます。

② 国・県との連携

国や県と連携して本計画を推進するとともに、地域生活支援拠点の整備など、国や県レベルで対応する課題については、積極的に提言や要望を行っていきます。

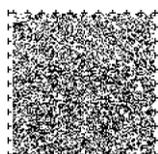


3 計画の進捗状況の管理と評価

計画を全庁的に推進するため、福祉課が中心となって、庁内関係各課、関係機関・団体、障がいのある人等と連携をとりながら、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

障がいのある人やその家族のニーズに適応した事業を効率的・効果的に実施するためには、定期的に進捗状況を確認し、社会情勢や国の障がい者施策の動向、地域の状況や障がいのある人のニーズの変化に対応して施策を展開していく体制を構築することが大切です。

本計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画を変更すること、その他必要な措置を講じることが必要となります。そのため、PDCAサイクルを導入し、成果目標・活動指標について、年に1回、実績を把握するとともに、中央市障がい者施策推進協議会において意見の把握に努め、その結果を公表することとします。



1 中央市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 2 月 20 日
告示第 35 号
改正 平成 19 年 3 月 30 日告示第 13 号
平成 26 年 3 月 17 日告示第 11 号

(設置)

第 1 条 中央市障害者福祉計画の策定に当たり、広く識見を有する者や社会福祉関係者の意見を求めるため、中央市障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、中央市障害者福祉計画策定のため、その基本的内容について協議し、及び検討するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公益代表
- (2) 各種団体代表
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の代表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、中央市障害者福祉計画の策定完了までとする。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員の互選により、次の役員を各 1 人置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(平 19 告示 13・一部改正)

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

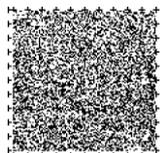
附 則(平成 19 年告示第 13 号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

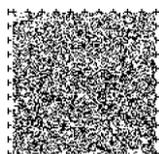
この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



2 中央市第5期障がい福祉計画策定委員名簿

任期 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

	区 分	氏 名	役 職 名	備 考
1	公益代表	中野 宏子	民生委員児童委員協議会 障がい者部会 会長	会長
2	障がい当事者	渡邊 徳仁	障がい者支援施設 ル・ヴァン 従事者	
3	障がい者団体	矢島 良樹	中央市心身障害児者父母の会 会長	
4		赤池 直子	ドラえもののポッケ 会長	
5	障がい福祉事業 従事者	鮎沢 愛	(福)中央市社会福祉協議会 地域福祉課長	副会長
6		遠藤 大津磨	あんど遊 本部長	
7		浦野 友美	障害者支援施設 ル・ヴァン サービス管理責任者	
8	識見を有する者	飯室 正明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	
9		阿諏訪 勝夫	中央市・昭和町障がい者相談支援センター 「穂のか」 相談支援専門員	
10	関係行政機関 の代表	弦間 加代子	中央市役所 健康推進課 副保健師長	



中央市
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

平成30年3月発行

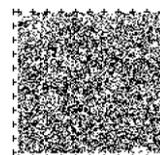
発行／中央市 福祉課

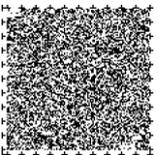
〒409-3893

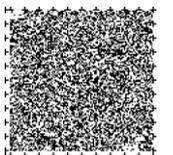
山梨県中央市成島 2266 番地（玉穂庁舎）

TEL 055-274-8544

FAX 055-274-1125









中央市

